

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 3 月 6 日
【計算期間】	第20期（自 平成20年 6 月11日 至 平成20年12月10日）
【ファンド名】	[クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり） [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	クレディ・スイス投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平本 貴範
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
【電話番号】	03-4550-5500
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的

当ファンドは、親投資信託であるFS海外高格付け債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を除く先進主要国の国債をはじめとする各種投資適格債に分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

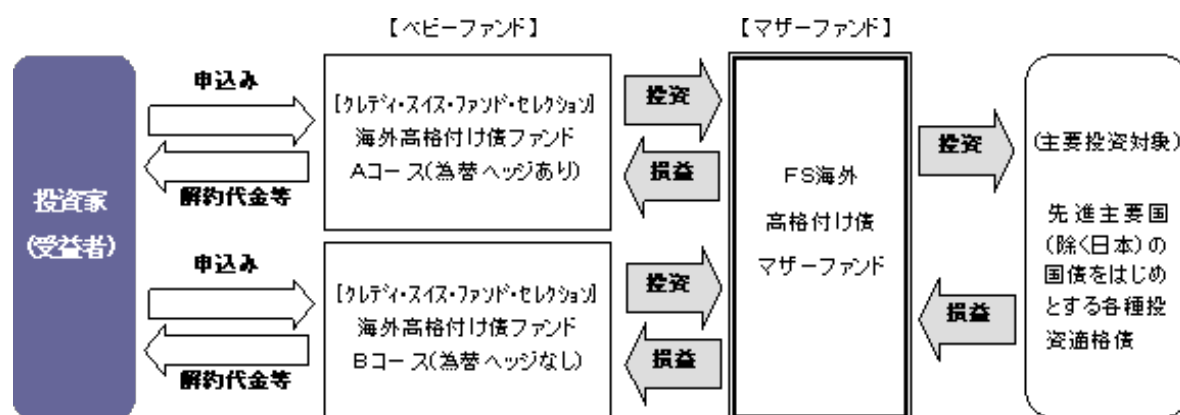
b．ファンドの特色

- ・日本を除く先進主要国の国債をはじめとする各種投資適格債に分散投資
- ・グローバルな運用体制
- ・「Aコース(為替ヘッジあり)」と「Bコース(為替ヘッジなし)」の2つのコース

c．ファミリー・ファンド方式

当ファンドはファミリー・ファンド方式により運用を行います。

ファミリー・ファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行うものです。



d．信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、「Aコース」、「Bコース」とともに各3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

e. 商品分類等

当ファンドの商品分類*は「追加型投信／海外／債券」です。

* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

* 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドが該当する商品分類の定義 >

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ） 不動産投信	年2回	日本	ファミリー・ ファンド	「Aコース」 あり (適時ヘッジ)
	年4回	北米		
	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
その他資産 (投資信託証券 (債券(高格付債)))	日々	オセアニア	ファンド・ オブ・ファンズ	「Bコース」 なし
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他（ ）	中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング		

* 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 当ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、下記の記載があるものをいいます。

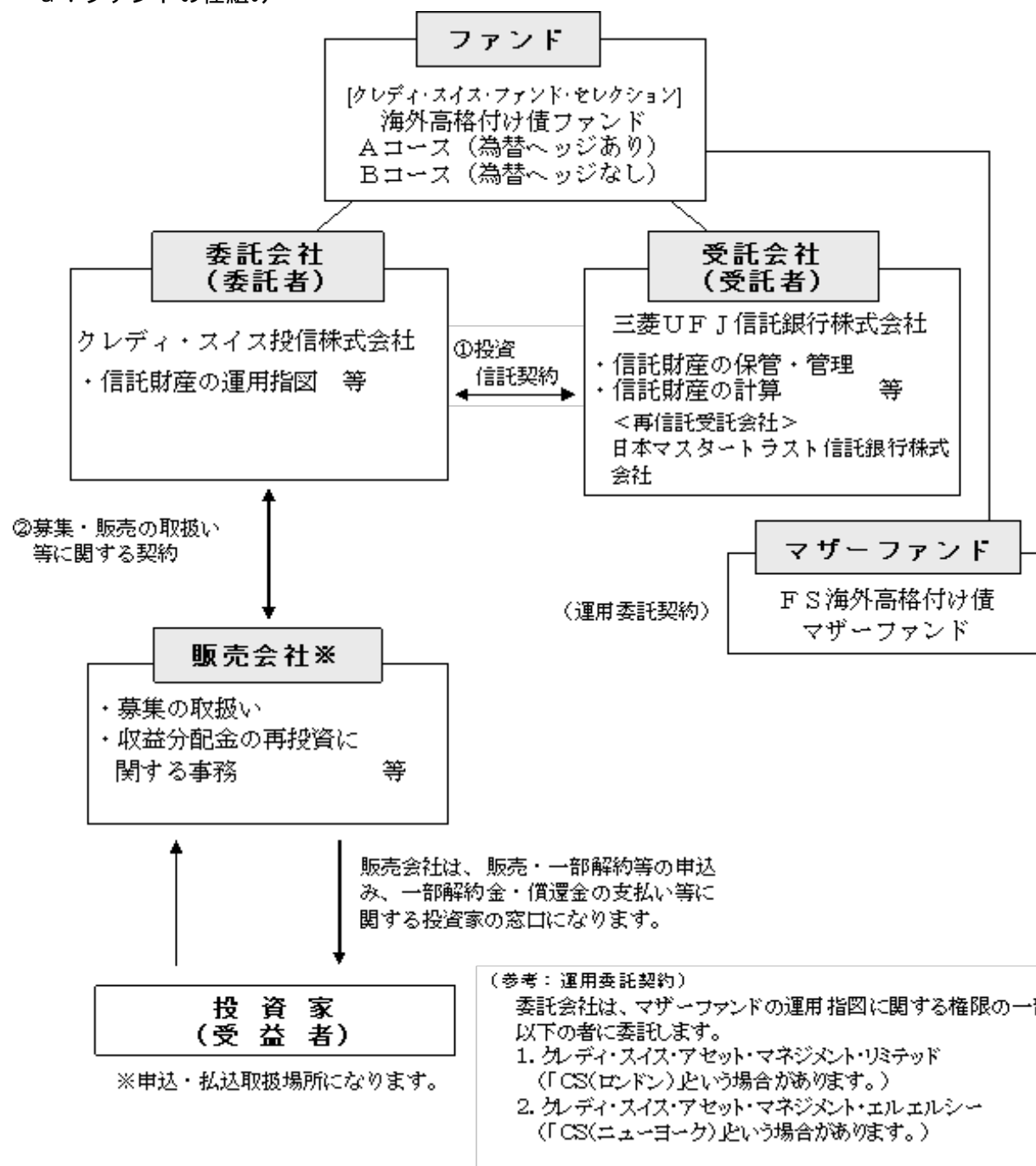
投資対象資産	その他資産	主として、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資するものをいいます。
決算頻度	年2回	年2回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含まない)	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とするものをいいます。なお、当ファンドにおいては「世界の資産」に「日本」は含みません。
投資形態	ファミリー・ファンド	親投資信託（マザーファンド、ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	為替ヘッジなし	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に債券を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 >

受託会社（投資信託契約）

当ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託する当ファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

b．委託会社の概況（本書提出日現在）

資本金の額：2,090.4百万円

会社の沿革

平成 5 年 9 月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成 5 年 9 月30日 証券投資信託委託業の認可

平成 7 年 5 月31日 投資顧問業の登録

平成 9 年 3 月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 9 年 4 月 1 日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資
顧問株式会社に変更

平成10年11月 1 日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年 2 月 1 日 ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
クレディ・スイス	スイス国チューリッヒ市 パラデプラッツ 8 番地	308,062株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

b. 投資態度

主としてマザーファンドに投資します。なお、債券に直接投資する場合があります。

- ・マザーファンドでは、原則として、日本を除く先進主要国の「BBB-/Baa3」格以上の各種債券（ソブリン債、投資適格事業債、アセットバック証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券、永久変動利付き債、優先証券等）に分散投資します。投資対象となる各種債券は以下のとおりです。

〔投資対象とする各種債券について〕

ソブリン債	各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建、外貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
投資適格事業債	スタンダード・アンド・プアーズ社やムーディーズ社といった格付け機関によって格付けされている事業債で「BBB-/Baa3」格以上の事業債をいいます。
アセットバック証券	自動車ローン、クレジットカード・ローンなど各種の金融債権を裏付けとして発行される証券をいいます。
モーゲージ証券	住宅ローン(モーゲージ・ローン)を裏付けとして発行される証券をいいます。
商業用モーゲージ証券	商業用不動産(オフィス・ビル、ショッピング・センター、ホテルなど)の賃貸料収入などを裏付けとして発行される証券をいいます。
永久変動利付き債	償還期限を定めていない債券で、表面利率が指標金利を基準に定期的に更改されるものをいいます。
優先証券	1990年代初めより米国において急速に発展してきた新しい形態の有価証券で、株式と社債の性格を併せ持っています。弁済順位は株式と上級社債の中間に位置します。なお、優先証券には様々な形態のものがありますが、当ファンドでは債券の性格を有するもののみを投資対象とします。

- ・マザーファンドのポートフォリオの平均格付けの水準は、原則として「A-」格以上に維持します。

マザーファンドでは、債券の格付けのポイント制を導入して、ポートフォリオ全体の平均格付けの水準を、原則として「A-」格以上に維持し、必要以上にポートフォリオ全体のクレジット・リスクが大きくなるよう配慮していきます。

このポイント制は、格付け機関が規定している債券の各格付けを点数化したもので、組入れる債券の点数を加重平均することでポートフォリオ全体の平均格付けの点数を算出します。（格付けのない債券につきましては、財務内容等を分析して適切と考えられる格付けの点数を運用会社が充当させます。）その算出した加重平均値をポートフォリオ構築の際の重要な尺度としています。

債券の格付けとは...	格付け	スタンダード・アンド・プアーズ社	ムーディーズ社
債券の格付けとは、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合を示すもので、スタンダード・アンド・プアーズ社やムーディーズ社といった格付け機関が各債券の格付けを行っています。 なお、1つの格付け内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、スタンダード・アンド・プアーズ社では、1つの格付け内における平均以上あるいは平均以下の銘柄を表わすために、プラス(+)あるいはマイナス(-)を付加しています。	(高い) ↑ ↓ (低い)	AAA AA A BBB BB B CCC CC C D	Aaa Aa A Baa Ba B Caa Ca C -

< 平均格付けの算出方法について >

マザーファンドで採用する平均格付け算出方法の事例をあげると、以下のようになります。

[各格付けのポイント]

[平均格付け算出の事例]

(格付け)	(ポイント)	格付け	組入比率(%)	ポイント
国債.....	22	国債	50.0	11.00
政府機関.....	21	政府機関	10.0	2.10
AAA.....	20	AAA	10.0	2.00
AA+.....	19	AA+	5.0	0.95
AA.....	18	AA	5.0	0.90
AA-.....	17	AA-	5.0	0.85
A+.....	16	A+	5.0	0.80
A.....	15	A	3.0	0.45
A-.....	14	A-	3.0	0.42
BBB+.....	13	BBB+	2.0	0.26
BBB.....	12	BBB	2.0	0.24
BBB-.....	11	BBB-	0.0	0.00
BB+.....	10	BB+	0.0	0.00
BB.....	9	BB	0.0	0.00
BB-.....	8	BB-	0.0	0.00
B+.....	7	B+	0.0	0.00
B.....	6	B	0.0	0.00
B-.....	5	B-	0.0	0.00
CCC.....	4	CCC	0.0	0.00
CC.....	3	CC	0.0	0.00
C.....	2	C	0.0	0.00
D.....	1	D	0.0	0.00
合 計			100.0	19.97

この事例ではポートフォリオの格付けのポイントの加重平均値が19.97となり、第1位以下を切り捨てるとポートフォリオ全体の平均ポイントは19となります。したがって、この例ではポートフォリオの平均格付けは「AA+格」となります。

* 上表は、あくまでポートフォリオの平均格付けの算出方法を説明するために例示したものです。したがって、実際のポートフォリオとは異なります。

当ファンドでは、個別債券の格付けについて、スタンダード・アンド・プアーズ社とムーディーズ社の格付けのうち高い方を採用しています。

ベンチマーク

Aコース（為替ヘッジあり）：「シティグループ世界国債インデックス（除く日本）」

[円ヘッジベース]

対円での為替ヘッジを行って円換算したものです。

Bコース（為替ヘッジなし）：「シティグループ世界国債インデックス（除く日本）」

[円ベース]

現地通貨ベースのインデックスを円換算したものです。

ベンチマーク^{*}である「シティグループ世界国債インデックス（除く日本）」は、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

^{*}「ベンチマーク」とは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。当ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。また、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

為替ヘッジ

Aコース（為替ヘッジあり）：実質外貨建資産^{*}に対し、基本的にベンチマークの通貨配分に合わせて為替ヘッジを行います。

Bコース（為替ヘッジなし）：実質外貨建資産に対し、原則として為替ヘッジを行いません。

^{*}「実質外貨建資産」とは、各ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち各ファンドに属するとみなした額（各ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

c．運用の特色

（以下は、マザーファンドの特色となります。）

グローバルな運用体制

マザーファンドの運用にあたっては、運用の指図に関する権限の一部をクレディ・スイスの一員であるクレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド（CS（ロンドン））およびクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー（CS（ニューヨーク））に委託します。

^{*}運用の指図権限を委託されるそれぞれの者の委託の内容の範囲については、運用委託契約により委託会社が適宜決定します。なお、委託会社が適切であると認めた場合には運用の権限委託を行わない場合があります。

また、運用指図の権限の委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

債券運用に関する投資哲学**超過収益の源泉**

資産配分、デュレーション、通貨、イールド・カーブ、セクター選択、銘柄選択、分散投資による安定的な超過収益の獲得を目指します。

グローバルなチーム・アプローチ

経験豊かな運用スペシャリストにより構成された運用戦略チームが、市場予測とストラテジーを策定します。

レバティブ・バリュウ投資

徹底した市場分析を行うことにより市場の非効率性を把握し、超過収益の獲得を目指します。

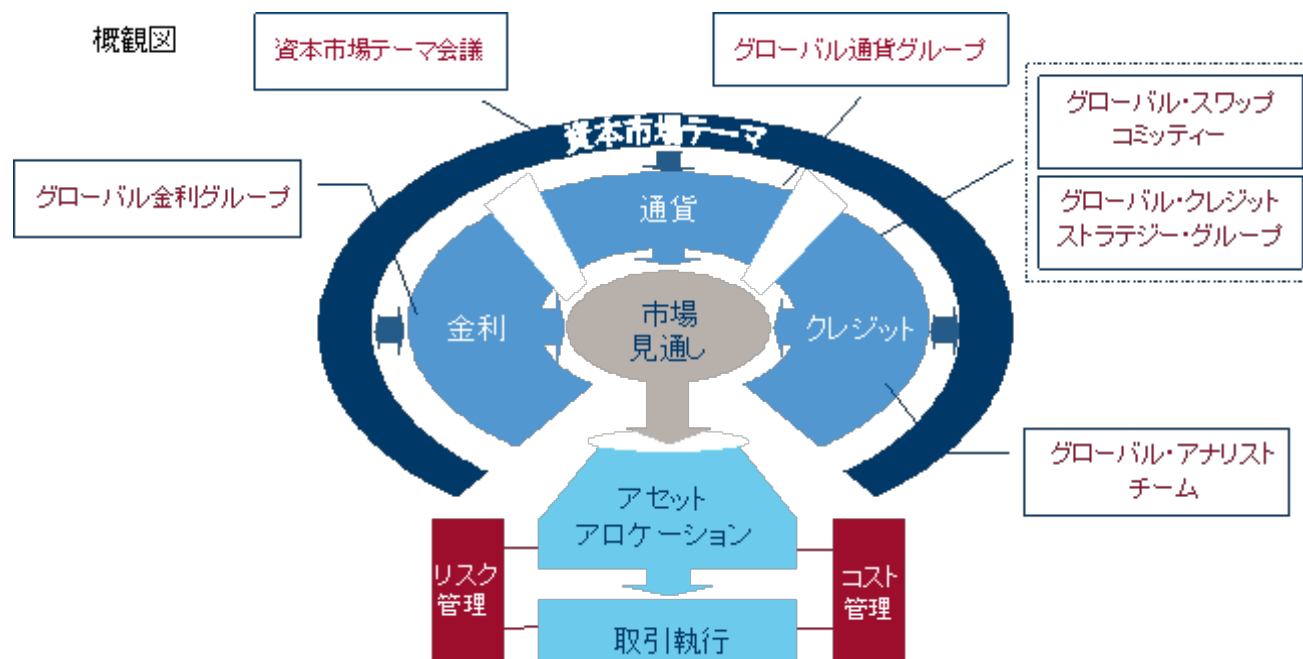
統制のとれたリスク管理

リスク管理を重視し、高度に洗練されたリスク管理システムを活用します。

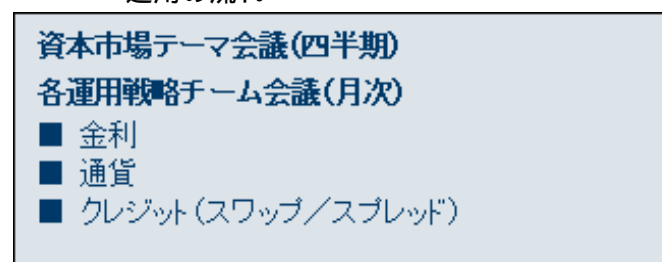
効率的コスト管理

お客様のニーズや制約条件を考慮し、安定的な付加価値を実現します。

概観図



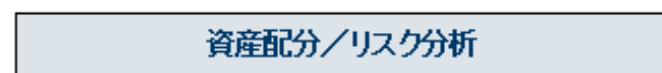
運用の流れ



- ・ グローバル経済、金利、投資トレンドの概観について議論します
- ・ 各運用戦略チーム（金利・通貨・クレジット）は担当マーケットの現状分析を行い、今後の市場の方向性等についてトップダウン予測を策定し、ポートフォリオ・マネージャーに伝えます。



- ・ 各運用戦略チーム（金利・通貨・クレジット）のトップダウン予測を基に、ポートフォリオ・マネジメント・チームは自らの市場予測を策定します。



- ・ 資産配分を決定し、クレディ・スイス独自のリスク管理システムを用いて効率的なモデル・ポートフォリオ案を策定します。



- ・ ポートフォリオ・マネージャーは顧客のリスク／リターン目標を十分に考慮して、ポートフォリオを構築します。

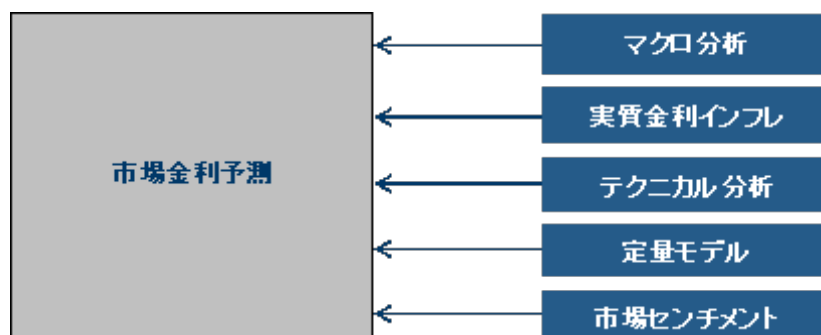
* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用プロセス

1. 金利

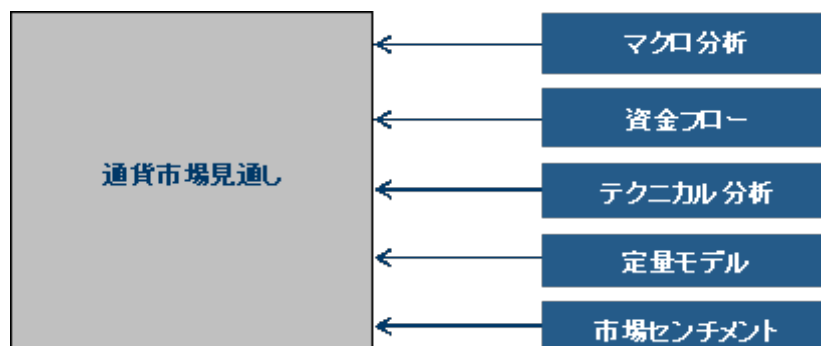
5つの分析ファクター毎にスコアリングを行い、市場金利予測を行います。

（分析ファクター）

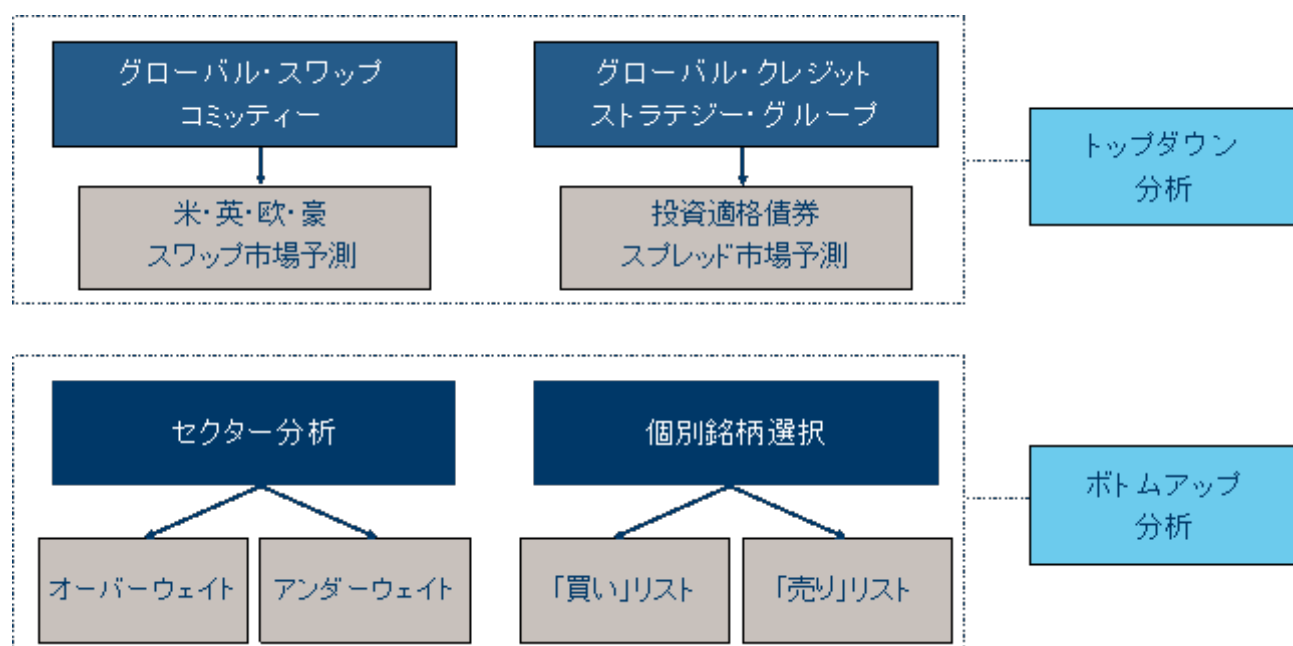
2. 通貨

5つの分析ファクターに基づきスコアリングを行い、通貨市場見通しを作成します。

（分析ファクター）

3. クレジット

トップダウンとボトムアップの2つのプロセスに基づき、クレジットを分析します。

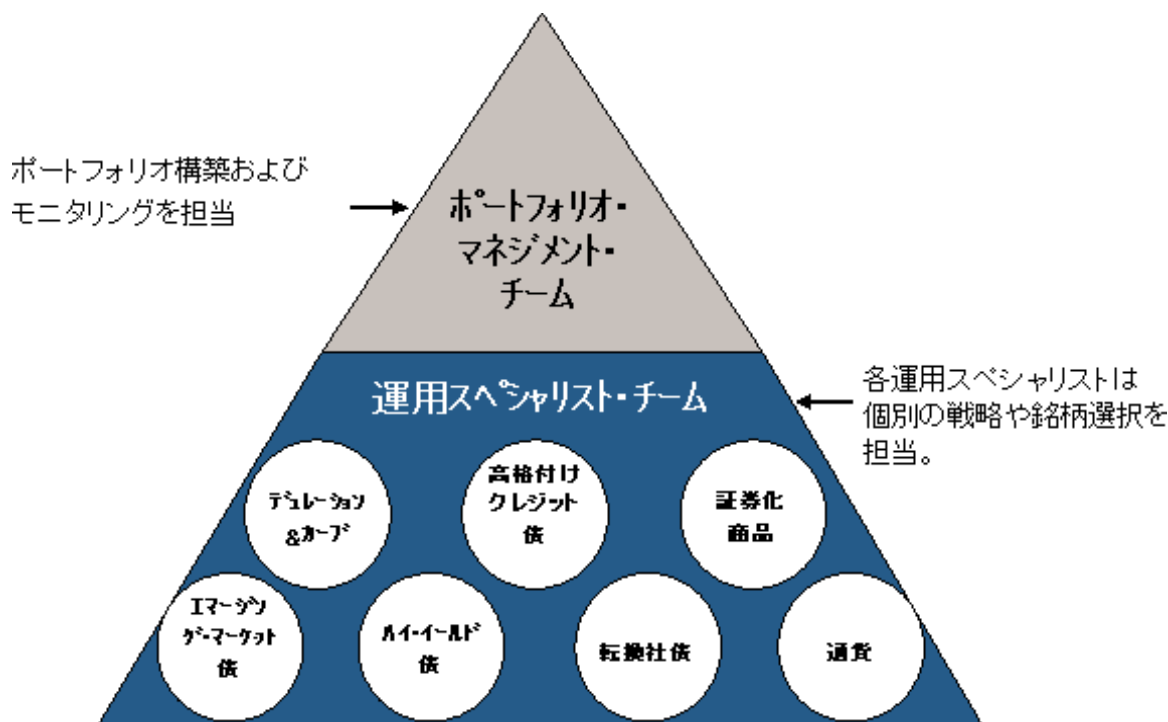


* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資産配分およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは資産配分を決定し、クレディ・スイス独自のリスク管理システムを用いて効率的なモデル・ポートフォリオを構築し、モニタリングを行います。

個別の戦略や銘柄選択は、各運用スペシャリストが実施します。



* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

以下に記載の a . から d . については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a . 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 . 株券または新株引受権証券
- 2 . 国債証券
- 3 . 地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 . 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6 . 特定目的会社にかかる特定社債券（金商法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7 . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8 . 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金商法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9 . 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金商法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10 . コマーシャル・ペーパー
- 11 . 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1 . から11 . までの証券または証書の性質

を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金商法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金商法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金商法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金商法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金商法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものおよび14. の証券のうちクローズド・エンド型のものを「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、13. および14. の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを「投資信託証券」といいます。

b. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

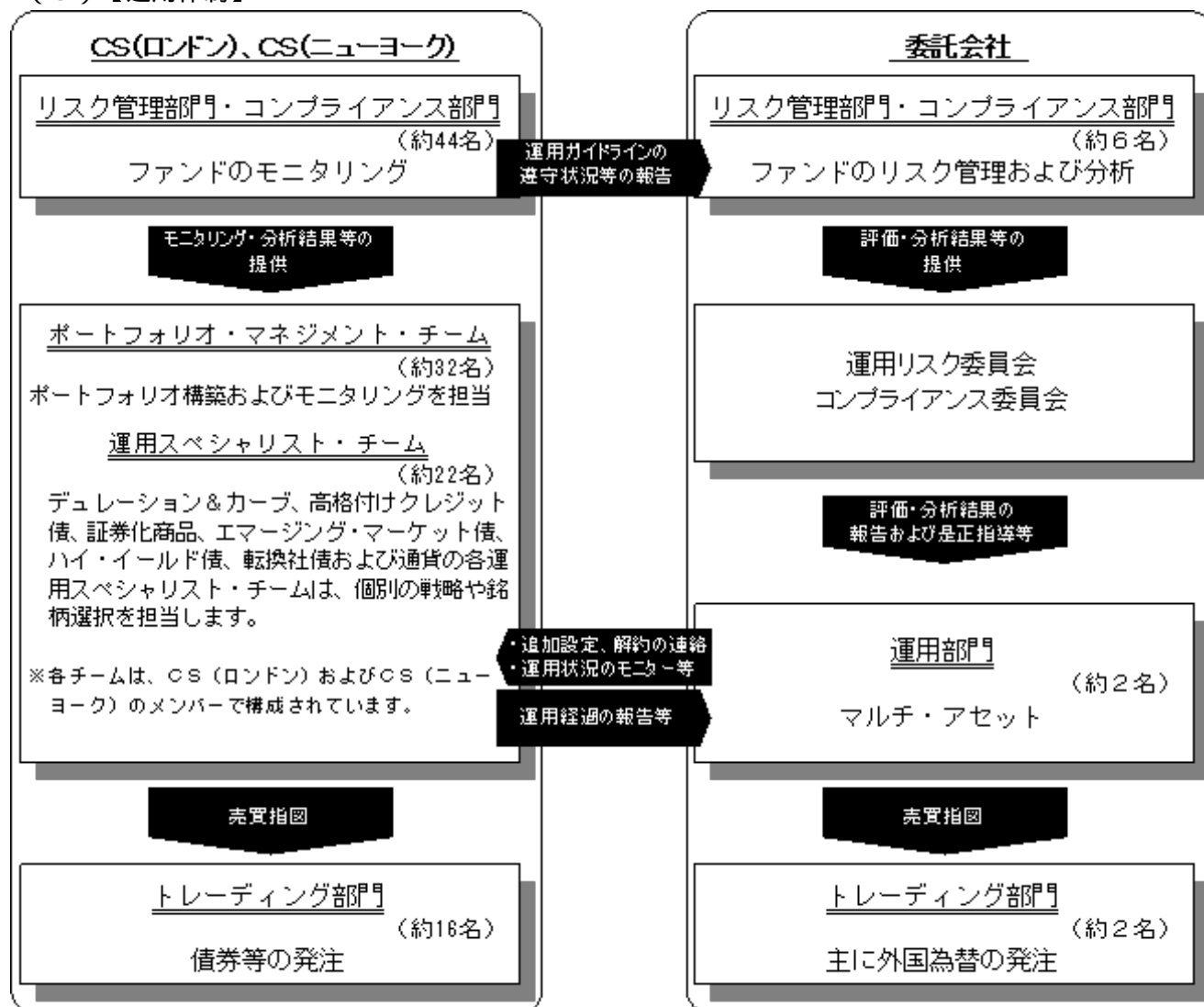
1. 預金
2. 指定金銭信託（金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

c. 前記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

d. その他の主な投資対象

1. 有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
4. 外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) 【運用体制】



●運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネージャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。

また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

●関係法人に関する管理体制

受託会社： 委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

(参考) マザーファンドの投資顧問会社：

委託会社の社内ガイドラインに規定された、投資顧問会社の選定基準に基づき任命されます。委託会社は定期的に運用状況、運用ガイドラインの遵守状況などについてモニタリングを行います。

* 運用業務の一部は、マザーファンドの運用委託契約に基づき、CS（ロンドン）およびCS（ニューヨーク）が行います。

* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

a．収益分配方針

年２回の決算時（原則として毎年６月10日および12月10日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、基準価額の水準および国内の金利水準等を勘案して委託会社が決定します。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b．収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

以下に記載のa．およびb．については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a．信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

株式（新株引受権証券を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

b．信託約款上のその他の投資制限

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図および範囲

イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金商法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金商法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金商法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図および範囲

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価を行うものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図および範囲

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1．および2．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．前記イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までまたは解約代金入金日までしくは償還金の入金日までが5営業日以内である場合の期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金もしくは償還金の合計額、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

c．その他の法令上の投資制限

（法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。）

イ．運用の指図の制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、以下の1．に掲げる数が2．に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもつて取得することを当該投資信託財産の受託会社である信託会社等に指図することはできません。

1．その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数

2．当該株式に係る議決権の総数に内閣府令で定める率を乗じて得た数

ロ．デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの概要

親投資信託
F S 海外高格付け債マザーファンド

運用の基本方針

信託約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、世界主要国（日本を除く）の国債をはじめとした各種投資適格債に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2．運用方法

(1)投資対象

日本を除く先進主要国の各種投資適格債（「B B B - 」格以上の債券）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

原則として、日本を除く先進主要国の「B B B - 」格以上の各種債券（ソブリン債、投資適格事業債、アセットバック証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券、永久変動利付き債、優先証券等）に分散投資します。

運用にあたっては、邦貨建余裕資金の運用および為替の売買等の一部を除く運用指図に関する権限の一部を、原則として、クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーに、それぞれ委託します。ただし、運用の指図権限を委託されるそれぞれの者の委託の内容の範囲については、運用委託契約により委託会社が適宜決定します。なお、委託会社が適切であると認めた場合には運用の権限委託を行わない場合があります。

モーゲージ証券については、リスクの高いレバレッジ型の証券には投資しません。

ポートフォリオの平均格付けの水準は、原則として「A - 」格以上に維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

組入債券がデフォルトした場合には、当該債券を速やかに売却することを基本としますが、市況動向等を勘案して、売却時期を決定する場合もあります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。（ヘッジ目的に限定しません。）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。（ヘッジ目的に限定しません。）

(3)投資制限

外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

株式（新株引受権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は信託約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款第17条の範囲で行います。

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、債券など値動きのある証券に投資します（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって元金が保証されるものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドのリスクおよび留意点は、以下の通りです。ただし、それらを全て完全に網羅していませんのでご留意ください。

< 基準価額の主な変動要因等 >

金利変動リスク

債券および債券先物の価格は金利変動の影響を大きく受けます。投資している債券市場の金利が上昇した場合、実質的に組入れている債券の価格が下落し、当ファンドの基準価額が下がることがあります。

債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券の価格は下落（利回りは上昇）し、逆に金利低下の過程では価格は上昇（利回りは低下）することになります。

信用リスク

債券の発行体は債券の所有者に対し、あらかじめ決められた期日にクーポンや償還金を支払う義務を負いますが、発行体が財政難や経営不振などの理由から、この義務を履行できなくなることがあります。この債務不履行の状態を「デフォルト」といいます。一般に、債券の発行体にデフォルトが発生した場合または予想される場合あるいは外部評価の変化等により、当該債券の価格が下落することが考えられます。このように発行体や社債の元利金の支払いを保証している保証人（該当する場合には）の信用状況の変化等により債券価格が上下するリスク、発行体がデフォルトに陥り債券の元利金を100%回収することができなくなるリスクなどを「信用リスク」といいます。この信用リスクの一つの尺度としては、民間の格付け機関による「格付け」があり、一般的には格付けの高い発行体ほど信用リスクが低いといえます。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場・外国為替市場その他の金融市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されたりこれらの市場が混乱することがあります。これにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が下落する恐れがあります。また、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。

為替変動リスク

外貨建資産（外国為替予約取引を含みます。）の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。為替変動の影響については、「Aコース（為替ヘッジあり）」および「Bコース（為替ヘッジなし）」で次のようになります。

「Aコース（為替ヘッジあり）」

実質外貨建資産に対して、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジに際しては、ヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、円金利とヘッジする通貨の金利との格差分に相当しますが、ヘッジする通貨の金利が円金利よりも高い場合、このヘッジ・コスト相当分だけ収益の低下要因となります。また、設定、解約等に伴う資金動向や組入る有価証券の値動き等により、完全に為替ヘッジを行うことはできない場合があります。基準価額の変動要因になります。

基本的に「シティグループ世界国債インデックス（除く日本）」の通貨配分に合わせて対円での為替ヘッジを行います。簡単な事例をもとに、通常の為替ヘッジと「Aコース」における対円でのヘッジの違いを比較しますと、下表のようになります。

（事 例）

	ポートフォリオ	通常の 為替ヘッジ割合	ベンチマーク	Aコースにおける 為替ヘッジ割合
米ドルの割合	50%	50%	55%	55%
ユーロの割合	50%	50%	45%	45%
外貨の資産合計	100%	-	100%	-
対円為替ヘッジ計	-	100%	-	100%

*上表は、あくまで「Aコース」における為替ヘッジの方法を説明するために例示したものです。したがって、ポートフォリオおよびベンチマークの通貨別割合ならびに為替ヘッジの割合は、実際の運用とは異なります。

上記の事例をもとに、この為替ヘッジ方法により生じるポイントとして、一種のクロス・ヘッジのような状態になる部分が出てくることがあげられます。

クロス・ヘッジ（他通貨ヘッジ）とは、ある外貨の資産に対し、当該通貨に対する為替ヘッジを行わず、他の通貨で為替ヘッジを行うことをいいます。上記の例では、「Aコース」の場合、ポートフォリオでは米ドルは50%の投資にも関わらず、米ドルの対円ヘッジ比率は55%と、5%多くなり、一方で、ユーロは50%の投資にも関わらず、ユーロの対円ヘッジ比率は45%と、逆に5%少なくなります。

したがって、ユーロの投資部分で、ユーロの対円為替ヘッジを行っていない5%の部分については、結果的に米ドルでクロス・ヘッジをしている状態になります。そのため、この事例ではユーロが米ドルに対して安くなったときに、このクロス・ヘッジになっている部分(5%)が基準価額の下落要因になります。

「Bコース（為替ヘッジなし）」

実質外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。したがって、為替変動の影響を直接的に受けます。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといいます。当ファンドが直接またはマザーファンドの受益証券を通じて実質的に組入れている資産の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

デリバティブ（先物取引等）取引のリスク

当ファンドないしはマザーファンドにおいては、資産運用ないしは価格の変動を低減するため、のデリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク、ヘッジ目的を欠く投機的な取引となるリスクなど様々なリスクが伴います。また、実際の価格変動が見通しと異なった場合に、運用資産が損失を被る可能性があります。

<その他当ファンドの投資対象となる各種債券の主な固有のリスク>

ソブリン債への投資リスク

ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券を総称するもので、一般的には比較的信用リスクが低いとされていますが、元利金の支払いの停止、延期その他によるデフォルト（債務不履行）の可能性があり、デフォルトが発生した場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

各種債権を証券化したものへの投資リスク（モーゲージ証券およびアセットバック証券等）

1. 各種債権の原債務者によるデフォルトにより、これらの証券化対象の資産のポートフォリオ（以下「特定資産」といいます。）のパフォーマンスが悪化し、これら証券化商品の投資元本が回収されないおそれがあります。
2. 特定資産を保有しておりそれを証券化して資金調達を行う者（オリジネーター）が倒産した場合に、これらの証券の発行体との間の倒産隔離が十分になされていない場合には、オリジネーターの倒産時に特定資産がオリジネーターの資産であるとみなされて証券化商品の元利金支払が履行不能ないしは履行遅滞に陥るリスクがあります。
3. 特定資産からの元利金の回収を行う回収業者が倒産した場合に、回収業者が回収した資金が回収業者の破産財団等に組入れられて証券化商品の元利金支払が履行不能ないしは履行遅滞に陥るリスクがあります。
4. 住宅ローンなどの借り手が予想を上回ってローンの期限前返済を行った場合、予想以上に早く元本の一部償還を受ける可能性があります。
5. 期限前返済に伴い償還された元本を再投資する場合、金利が低下している局面では、再投資利回りが期限前返済に伴い一部償還になった証券の利回りよりも低くなる可能性があります。期限前償還を受けた元本を再投資する場合には、これまでの特定資産と比べてリターンが下回るリスクがあります。
6. これらの証券化商品には、元利金支払を確保するための信用補完措置がなされているのが一般的ですが、それらの信用補完が想定されたとおりに機能し元利金支払が確実になされるという保証はありません。

永久変動利付債への投資リスク

永久変動利付債は償還期限が定められていないため、原則として長期の保有を前提としており、償還までの期間に発行体の倒産等により債券がデフォルト（債務不履行）になる可能性は、一般的には、同じ発行体の発行する償還期限が定められている債券より高くなります。

優先証券への投資リスク

優先証券には一般の社債と比較して株式により類似している面もあるため、一般の社債以上に発行体の業績の変動の影響を受ける場合があります。優先証券の発行体において、万一元利金支払い不履行や支払い遅延等が生じると、当該優先証券の価格は大幅に下落します。この際、優先証券は弁済順位が一般の債券に劣後するため、債券や他の債務に比べて下落幅が大きくなる可能性があります。通常、格付が低い優先証券は高い利回りで取引されますが、格付が高い債券よりもデフォルト（債務不履行）のリスクも高くなります。

< 関係法人についての留意点 >

販売会社

販売会社から委託会社に対して取得申込代金の払込みが現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

受託会社

・ 受託会社の信用力に関わる留意点

受託会社の格付が低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があります。為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。また、受託会社に破産その他の倒産手続が開始した場合には、それにより当ファンドの運営に支障をきたすことが想定されます。

・ 受託会社の辞任・解任に伴う委託会社の免責に関わる留意点

受託会社は、委託会社の承諾を受けて当ファンドおよびマザーファンドの受託会社の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合には受託会社を解任することができます。受託会社が辞任または解任されたもしくは解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときは、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、受託会社の解任または新受託会社を選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

マザーファンドにおける運用の権限の委託の中止または委託の内容の変更

マザーファンドの運用指図に関する権限を委託された投資顧問会社が法律に違反した場合、運用委託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じさせた場合等において、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

運用担当者の交代に関するリスク

長期間にわたって当ファンドおよびマザーファンドを運用していく上で、当ファンドおよびマザーファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、運用体制などは出来る限り継続性を維持するように努めるものの、運用担当者の交代等に伴い運用体制の見直しがなされる場合があります。委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）、受託会社とは別法人であり、委託会社は当ファンドの設定・運用について、販売会社は販売（取得申込代金の預り等を含みます。）について、受託会社は信託財産の管理・処分についてそれぞれ責任を有し、互いに他の者の業務について責任を有しません。

<その他の留意点>

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合、新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、当ファンドおよびマザーファンドの投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）を分配対象収益とし、毎決算時に、基準価額の水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配原資となる売買益、利子等収益があれば分配を行う場合があります。

換金によるマザーファンドの資金流出に伴う留意点

マザーファンドを投資対象とする他のファンドがある場合、換金資金を手当てするために、マザーファンドに属する有価証券を大量に売却しなくてはならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

マザーファンドにおける運用の権限委託の中止または委託内容の変更に関わる留意点

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託された投資顧問会社が法律に違反した場合、運用委託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じさせた場合等において、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

申込みの中止等の可能性に関わる留意点

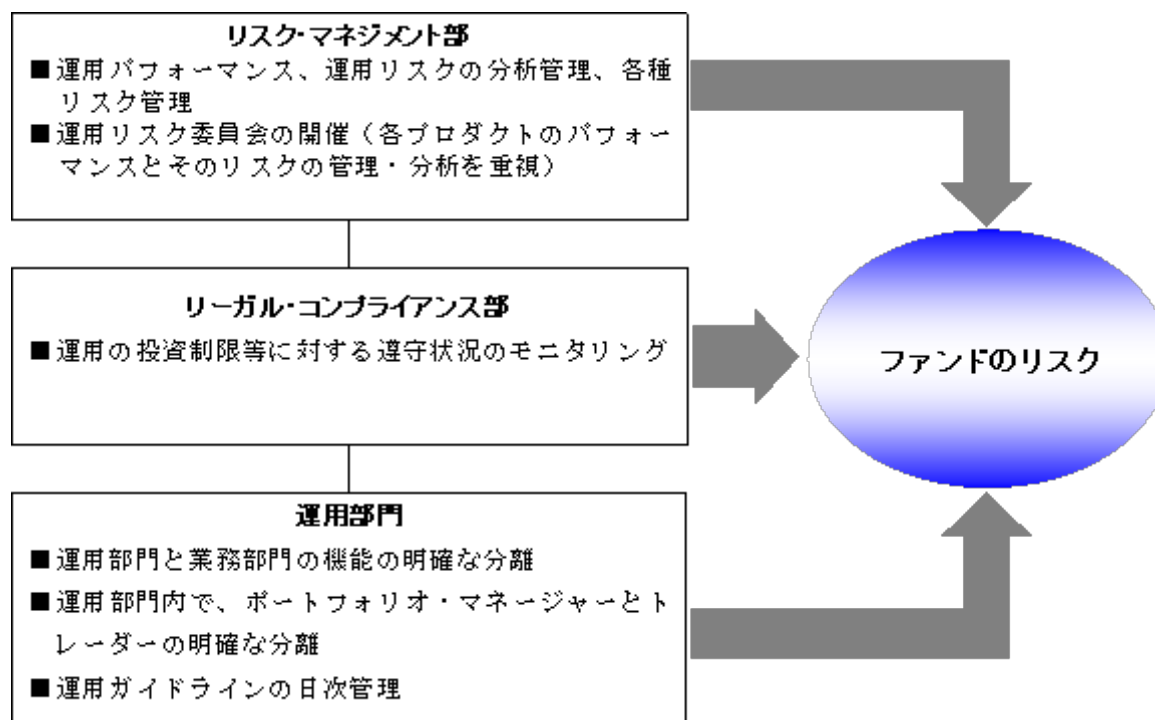
委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは取得申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。また同様の事情がある場合、換金申込みを中止することおよびすでに受付けた換金申込みを取り消すことができます。その場合には、受益者は当該申込みの中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該申込みの中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金申込みを受付けたものとします。

その他

資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。

< リスクの管理体制 >



* リスク管理業務の一部は、マザーファンドの運用委託契約に基づき、CS（ロンドン）およびCS（ニューヨーク）が行います。

当ファンドのリスクの管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

本書提出日現在の手数料率：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.15%（税抜3%）以内
ただし、[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]を構成している各ファンド間において、スイッチングを行う場合、収益分配金を再投資する場合または確定拠出年金制度に基づく申込みの場合においては、無手数料とします。

= 詳しくは、販売会社にご確認ください。 =

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.15%を乗じた額がかかります。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3125%（税抜1.25%）を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.735% （税抜0.7%）	年率0.525% （税抜0.5%）	年率0.0525% （税抜0.05%）
	年率0.63% （税抜0.6%）	年率0.63% （税抜0.6%）	年率0.0525% （税抜0.05%）

（注1）委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社に対する報酬（年率0.30%）が含まれます。

（注2）信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

（注3）信託報酬の配分については、販売会社により と の場合があります。

(4)【その他の手数料等】

- a. 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支払います。
- b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
- c. 信託財産にかかる監査費用（消費税等相当額込）は、年間105万円（税抜100万円）を上限として、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。当該費用は、当ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、当該費用は将来的に変更される場合があります。
- d. 当ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額込）、デリバティブ取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支払います。
- e. 上記の費用は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、申込みから換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上、公募株式投資信託です。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

a．個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「特別分配金」については、次の「b．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際の普通分配金は、当該収益分配金落ち後の基準価額により、次の通りとなります。

- ・当該受益者の個別元本が、同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・当該受益者の個別元本が、下回っている場合には、下回る部分の額が特別分配金、収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

a．個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。また、平成21年、平成22年のそれぞれの年において、1年間に受取る普通分配金を含む上場株式等の配当金等の合計額が100万円（1年間の支払金額が1万円以下のものは除きます。）を超える場合には、確定申告の必要があります。この場合、申告分離課税または総合課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

ロ．一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の価額は、その全額を公募株式投資信託を含む上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなして、その差益（一部解約時および償還時の価額から取得に要した金額（申込手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、公募株式投資信託を含む上場株式等の譲渡所得等として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税の対象となります。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その年における公募株式投資信託を含む上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、10%（所得税7%及び住民税3%）の軽減税率が適用されます。

源泉徴収選択口座においては、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われますが、源泉徴収選択口座および源泉徴収選択口座以外の1年間の公募株式投資信託を含む上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える場合は、申告不要の特例はなく源泉徴収選択口座で生じた譲渡所得等を含めて、確定申告が必要となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益との相殺、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算および繰越控除の適用が可能となります。

b．法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日から15%（所得税15%）の税率による源泉徴収の対象となりますが、地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用がありますが、受取配当等の益金不算入制度の適用はありません。

c．確定拠出年金の課税の取扱いについて

確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、販売会社の買取請求による換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- * 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成20年12月30日現在)

[Aコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,625,000,034	99.78
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	日本	3,556,986	0.22
合計(純資産総額)	—	1,628,557,020	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。以下同じ。

[Bコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,410,704,770	99.30
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	日本	16,882,959	0.70
合計(純資産総額)	—	2,427,587,729	100.00

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	146,949,088	0.53
	カナダ	344,680,858	1.24
	ドイツ	7,012,269,098	25.26
	フランス	3,150,771,107	11.35
	イギリス	2,770,750,206	9.98
	スペイン	780,144,224	2.81
	ベルギー	2,311,571,168	8.33
	小 計	16,517,135,749	59.51
地方債証券	カナダ	317,710,768	1.14
特殊債券	アメリカ	5,225,226,941	18.83
	カナダ	150,531,679	0.54
	フランス	39,086,661	0.14
	オーストラリア	534,023,229	1.92
	デンマーク	59,399,032	0.21
	小 計	6,008,267,542	21.65
社債券	アメリカ	1,433,862,360	5.17
	カナダ	7,751,660	0.03
	ドイツ	12,360,936	0.04
	イタリア	227,235,846	0.82
	フランス	461,238,217	1.66
	イギリス	534,457,463	1.93
	バミューダ	246,217,943	0.89
	オランダ	422,026,154	1.52
	スペイン	73,186,900	0.26
	スウェーデン	74,995,436	0.27
	ルクセンブルク	93,055,710	0.34
	フィンランド	60,019,638	0.22
	チェコ	35,194,118	0.13
	小 計	3,681,602,381	13.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,231,746,355	4.44
合計（純資産総額）		27,756,462,795	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（平成20年12月30日現在）

〔 A コース 〕

種 類	銘柄名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	F S 海外高格付け債 マザーファンド	1,194,589,454	1.2931	1,544,723,623	1.3603	1,625,000,034	99.78

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。以下同じ。

〔 B コース 〕

種 類	銘柄名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	F S 海外高格付け債マ ザーファンド	1,772,186,114	1.2931	2,291,719,933	1.3603	2,410,704,770	99.30

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド（評価額の上位30位銘柄）

順位	銘柄名	国 / 地域	種類	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	4.25%BUNDESREPUB. DEUTSCH	ドイツ	国債 証券	11,200,000	12,648.84	1,416,670,752	13,943.80	1,561,705,734	4.25	2014/07/04	5.63
2	3.5% BUNDESOBLIGATION	ドイツ	国債 証券	9,600,000	12,613.01	1,210,849,651	12,975.14	1,245,613,824	3.5	2009/10/09	4.49
3	5% UK TREASURY 2025	イギリス	国債 証券	8,340,000	13,072.26	1,090,226,717	14,824.28	1,236,345,243	5	2025/03/07	4.45
4	4% DEUTSCHLAND REP	ドイツ	国債 証券	8,680,000	11,380.76	987,850,176	13,873.42	1,204,213,133	4	2037/01/04	4.34
5	5% FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債 証券	7,780,000	13,089.02	1,018,326,409	14,399.33	1,120,268,558	5	2016/10/25	4.04
6	3.5% BTAN	フランス	国債 証券	8,200,000	12,372.45	1,014,541,096	13,186.27	1,081,274,796	3.5	2011/07/12	3.90
7	3.5% FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債 証券	7,200,000	11,966.81	861,610,982	13,183.71	949,227,753	3.5	2015/04/25	3.42
8	5% BUNDESREPUB. DEUTSCHLA	ドイツ	国債 証券	6,095,000	12,970.02	790,523,060	13,886.21	846,365,060	5	2012/01/04	3.05
9	5.5%BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債 証券	5,530,000	14,221.63	786,456,235	15,195.25	840,297,325	5.5	2028/03/28	3.03
10	FREDDIE MAC	アメリカ	特殊 債券	7,900,000	9,360.34	739,467,506	10,469.59	827,098,305	5.125	2016/10/18	2.98
11	5.75% SPANISH GOV'T	スペイン	国債 証券	4,990,000	14,412.61	719,189,583	15,634.15	780,144,224	5.75	2032/07/30	2.81
12	3.5%BUNDESREPUB. DEUTSCH	ドイツ	国債 証券	5,775,000	12,117.81	699,803,643	13,398.69	773,774,439	3.5	2016/01/04	2.79
13	3.75% BELGIUM KINGDOM 32	ベルギー	国債 証券	5,840,000	12,702.58	741,831,209	12,802.39	747,660,043	3.75	2009/03/28	2.69
14	3.25% BELGIUM KINGDOM	ベルギー	国債 証券	5,800,000	11,533.03	668,916,018	12,476.10	723,613,800	3.25	2016/09/28	2.61
15	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	ドイツ	国債 証券	5,150,000	12,992.92	669,135,469	13,435.80	691,943,700	5.25	2010/07/04	2.49
16	3.75% BUNDESREPUB. DEUTS	ドイツ	国債 証券	5,050,000	12,219.93	617,106,805	13,636.69	688,653,208	3.75	2017/01/04	2.48
17	4.25% UK TREASURY	イギリス	国債 証券	4,500,000	12,644.47	569,001,350	14,078.12	633,515,656	4.25	2036/03/07	2.28
18	FANNIE MAE	アメリカ	特殊 債券	6,000,000	9,244.09	554,645,790	9,466.20	567,972,582	4.125	2010/05/15	2.05
19	4.875% FREDDIE MAC	アメリカ	特殊 債券	5,985,000	9,231.58	552,510,109	9,148.88	547,560,687	4.875	2009/02/17	1.97
20	6%QUEENSLAND TREASURY CO	オーストラ リア	特殊 債券	8,000,000	5,867.43	469,394,683	6,675.29	534,023,229	6	2015/10/14	1.92

順位	銘柄名	国／地域	種類	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
21	FANNIE MAE	アメリカ	特殊 債券	5,190,000	9,373.85	486,503,132	9,692.80	503,056,779	4.75	2010/12/15	1.81
22	4.25% UK TREASURY	イギリス	国債 証券	3,000,000	13,617.37	408,521,395	13,644.40	409,332,150	4.25	2027/12/07	1.47
23	5% FREDDIE MAC	アメリカ	特殊 債券	4,000,000	9,220.42	368,817,148	9,113.92	364,556,944	5	2009/01/16	1.31
24	6.5% FNMA 30Y 831730	アメリカ	特殊 債券	3,640,415.04	9,368.80	341,063,480	9,450.43	344,034,917	6.5	2036/09/01	1.24
25	4.25% CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債 証券	4,500,000	7,597.90	341,905,791	7,659.57	344,680,858	4.25	2009/09/01	1.24
26	4.375% QUEBEC PROVINCE	カナダ	地方債 証券	4,000,000	7,596.26	303,850,400	7,942.76	317,710,768	4.375	2013/02/04	1.14
27	FREDDIE MAC	アメリカ	特殊 債券	2,741,433.03	9,036.54	247,730,913	9,106.42	249,646,454	3.75	2013/02/15	0.90
28	5.5%FNMA 30Y 848193	アメリカ	特殊 債券	2,629,570.1	8,990.12	236,401,581	9,340.88	245,625,192	5.5	2035/11/01	0.88
29	5.5% FNMA 30Y 256636	アメリカ	特殊 債券	2,586,344.63	8,981.93	232,303,666	9,348.02	241,772,076	5.5	2037/03/01	0.87
30	4.875FREDDIE MAC	アメリカ	特殊 債券	2,105,000	9,364.34	197,119,429	10,162.81	213,927,235	4.875	2013/11/15	0.77

(注) 評価金額については、平成20年12月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算しております。
投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

(種類別投資比率)

(平成20年12月30日現在)

[A コース]

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。以下同じ。

[B コース]

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.30
合計	99.30

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

種 類	投資比率 (%)
国債証券	59.51
地方債証券	1.14
特殊債券	21.65
社債券	13.26
合計	95.56

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
為替予約取引

（平成20年12月30日現在）

[Aコース]

資産の種類	買建 / 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	5,227,824.30	483,312,355	475,209,228	29.18
		カナダドル	497,574.07	36,531,887	37,178,733	2.28
		オーストラリアドル	77,269.84	4,675,598	4,803,865	0.29
		英ポンド	1,003,930.90	136,775,545	131,976,755	8.10
		スイスフラン	121,858.36	9,374,563	10,510,283	0.65
		スウェーデンクローネ	1,080,593.32	12,199,897	12,534,882	0.77
		ノルウェークローネ	279,665.45	3,632,854	3,579,717	0.22
		デンマーククローネ	857,102.03	13,696,489	14,656,443	0.90
		ユーロ	6,958,549.76	830,294,157	887,563,021	54.50

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する通貨の評価金額の比率です。以下同じ。

[Bコース]

該当事項はありません。

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

資産の種類	買建 / 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	米ドル	18,555,997.35	1,698,602,400	1,685,626,799	6.07
		カナダドル	4,368,065.00	321,664,306	326,338,136	1.18
		スイスフラン	2,158,930.44	165,654,732	186,229,339	0.67
		スウェーデンクローネ	15,854,440.06	180,251,760	183,752,960	0.66
		デンマーククローネ	15,085,187.69	240,276,386	257,504,153	0.93
		ユーロ	3,295,940.80	415,936,788	419,869,898	1.51
	売建	カナダドル	5,500,000.00	403,370,000	410,905,000	1.48
		オーストラリアドル	6,103,264.78	366,239,220	378,585,514	1.36
		英ポンド	4,093,007.81	551,003,737	537,616,574	1.94
		ユーロ	12,596,567.08	1,515,190,756	1,604,676,679	5.78

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する通貨の評価金額の比率です。

債券先物取引

（平成20年12月30日現在）

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 20YR BOND	買建	60	米ドル	7,402,569	8,453,437.8	769,516,442	2.77
	アメリカ	シカゴ商品取引所	T/N10YR 0903	買建	22	米ドル	2,594,650.3	2,810,500	255,839,815	0.92
	アメリカ	シカゴ商品取引所	T/N2YR 0903	売建	50	米ドル	10,777,286.5	10,896,875	991,942,531	3.57
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT10YR0903	買建	50	英ポンド	5,792,625	6,135,500	808,842,965	2.91

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する資産の評価金額の比率です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

[A コース]

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期（平成11年6月10日）	2,468	-	0.9725	-
2期（平成11年12月10日）	2,379	-	0.9456	-
3期（平成12年6月12日）	1,414	-	0.9190	-
4期（平成12年12月11日）	1,449	-	0.9248	-
5期（平成13年6月11日）	1,462	-	0.9302	-
6期（平成13年12月10日）	1,542	-	0.9411	-
7期（平成14年6月10日）	1,551	-	0.9324	-
8期（平成14年12月10日）	1,613	-	0.9617	-
9期（平成15年6月10日）	1,674	-	1.0145	-
10期（平成15年12月10日）	1,642	-	0.9781	-
11期（平成16年6月10日）	1,614	-	0.9667	-
12期（平成16年12月10日）	1,677	-	1.0082	-
13期（平成17年6月10日）	1,713	-	1.0266	-
14期（平成17年12月12日）	1,701	-	0.9997	-
15期（平成18年6月12日）	1,656	-	0.9697	-
16期（平成18年12月11日）	1,681	-	0.9764	-
17期（平成19年6月11日）	1,605	-	0.9342	-
18期（平成19年12月10日）	1,576	-	0.9472	-
19期（平成20年6月10日）	1,534	-	0.9232	-
20期（平成20年12月10日）	1,603	-	0.9671	-
平成19年12月末日	1,568	-	0.9418	-
平成20年1月末日	1,589	-	0.9555	-
平成20年2月末日	1,587	-	0.9533	-
平成20年3月末日	1,575	-	0.9479	-
平成20年4月末日	1,558	-	0.9373	-
平成20年5月末日	1,537	-	0.9248	-
平成20年6月末日	1,531	-	0.9215	-
平成20年7月末日	1,535	-	0.9235	-
平成20年8月末日	1,556	-	0.9356	-
平成20年9月末日	1,557	-	0.9362	-
平成20年10月末日	1,548	-	0.9308	-
平成20年11月末日	1,602	-	0.9630	-
平成20年12月末日	1,628	-	0.9862	-

[B コース]

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期（平成11年6月10日）	17	-	0.9367	-
2期（平成11年12月10日）	14	-	0.7916	-
3期（平成12年6月12日）	14	-	0.7879	-
4期（平成12年12月11日）	16	-	0.8089	-
5期（平成13年6月11日）	20	-	0.8853	-
6期（平成13年12月10日）	36	-	0.9708	-
7期（平成14年6月10日）	100	-	0.9974	-
8期（平成14年12月10日）	252	-	1.0754	-
9期（平成15年6月10日）	354	-	1.2030	-
10期（平成15年12月10日）	430	-	1.1006	-
11期（平成16年6月10日）	555	-	1.1220	-
12期（平成16年12月10日）	742	-	1.2002	-
13期（平成17年6月10日）	941	-	1.2029	-
14期（平成17年12月12日）	1,334	1,344	1.2936	1.3036

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
15期（平成18年6月12日）	2,105	2,118	1.2541	1.2621
16期（平成18年12月11日）	2,464	2,501	1.3268	1.3468
17期（平成19年6月11日）	2,680	2,718	1.3461	1.3651
18期（平成19年12月10日）	2,732	2,765	1.3414	1.3574
19期（平成20年6月10日）	2,832	2,871	1.3059	1.3239
20期（平成20年12月10日）	2,291	2,322	1.0297	1.0437
平成19年12月末日	2,813	-	1.3633	-
平成20年1月末日	2,727	-	1.3098	-
平成20年2月末日	2,757	-	1.3102	-
平成20年3月末日	2,721	-	1.2799	-
平成20年4月末日	2,787	-	1.3056	-
平成20年5月末日	2,842	-	1.3103	-
平成20年6月末日	2,913	-	1.3143	-
平成20年7月末日	2,974	-	1.3287	-
平成20年8月末日	2,963	-	1.3087	-
平成20年9月末日	2,759	-	1.2265	-
平成20年10月末日	2,387	-	1.0716	-
平成20年11月末日	2,375	-	1.0726	-
平成20年12月末日	2,427	-	1.0818	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)	
	Aコース	Bコース
1期	-	-
2期	-	-
3期	-	-
4期	-	-
5期	-	-
6期	-	-
7期	-	-
8期	-	-
9期	-	-
10期	-	-
11期	-	-
12期	-	-
13期	-	-
14期	-	0.0100
15期	-	0.0080
16期	-	0.0200
17期	-	0.0190
18期	-	0.0160
19期	-	0.0180
20期	-	0.0140

【収益率の推移】

	収益率(%)	
	Aコース	Bコース
1期	2.8	6.3
2期	2.8	15.5
3期	2.8	0.5
4期	0.6	2.7
5期	0.6	9.4
6期	1.2	9.7
7期	0.9	2.7
8期	3.1	7.8
9期	5.5	11.9
10期	3.6	8.5
11期	1.2	1.9
12期	4.3	7.0
13期	1.8	0.2
14期	2.6	8.4
15期	3.0	2.4
16期	0.7	7.4
17期	4.3	2.9
18期	1.4	0.8
19期	2.5	1.3
20期	4.8	20.1

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年11月20日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成12年7月12日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始

平成19年2月26日 当ファンドの運用指図の権限の委託を中止し、マザーファンドの運用指図の権限の委託のみ継続

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

a．取得申込方法

取得申込みについては、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には取得申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。

（後記「申込不可日」をご参照ください。）

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」^{*}にしたがって契約を締結します。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」^{*}等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

^{*} 他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．申込単位

1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

確定拠出年金制度に基づく申込みは1円以上1円単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する単位とします。

c．申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

d．取得申込代金支払日

販売会社が別に定める日までに取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

e．取得申込時の振替口座簿について

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- a．換金申込みについては、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに、換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。

（後記「申込不可日」をご参照ください。）

= スwitchingの取扱いについては、販売会社にご確認ください。 =

- b．換金単位

1口単位とします。

- c．換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た信託財産留保額^{*}を差し引いた額とします。

^{*}「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の換金に対し、換金する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

- d．換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。

- e．換金代金支払日

原則として換金申込受付日より5営業日目から販売会社において支払います。

- f．換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、ロンドンまたはニューヨークの証券取引所または銀行が休業日には、取得および換金の申込みの受付は行いません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

b. 基準価額は毎営業日に計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔C・スイス〕に、略称「S高格A」、「S高格B」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕 クレディ・スイス投信株式会社

お問い合わせ窓口 フリーダイヤル 0120-104-903

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://jp.credit-suisse.com/>

c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{*1}は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

ただし、「(5)その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

（4）【計算期間】

原則として毎年6月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年6月10日までとします。

ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日は翌営業日とします。

また、最終計算期間終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a. 償還条件

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、「Aコース」と「Bコース」を合計した残存口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更する場合は、上記 から の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して、販売会社を通じて交付します。

e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して 5 営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c . 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約（換金）の実行を請求する権利を有します。

d . 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成19年12月11日から平成20年6月10日まで）および第20期計算期間（平成20年6月11日から平成20年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

1【財務諸表】

【[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 (平成20年 6 月10日現在)	第20期 (平成20年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,242,097	23,570,921
親投資信託受益証券	1,566,604,820	1,546,723,623
派生商品評価勘定	-	46,404,139
未収利息	304	129
流動資産合計	1,595,847,221	1,616,698,812
資産合計	1,595,847,221	1,616,698,812
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	50,439,812	191,762
未払解約金	-	2,877,796
未払受託者報酬	413,719	408,518
未払委託者報酬	9,929,244	9,804,438
その他未払費用	210,000	210,000
流動負債合計	60,992,775	13,492,514
負債合計	60,992,775	13,492,514
純資産の部		
元本等		
元本	* ₁ 1,662,543,571	* ₁ 1,657,743,534
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	* ₂ 127,689,125	* ₂ 54,537,236
（分配準備積立金）	54,398,605	54,142,663
元本等合計	1,534,854,446	1,603,206,298
純資産合計	1,534,854,446	1,603,206,298
負債純資産合計	1,595,847,221	1,616,698,812

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6 月10日	第20期 自 平成20年 6 月11日 至 平成20年12月10日
営業収益		
受取利息	44,707	30,861
有価証券売買等損益	10,569,212	292,881,197
為替差損益	18,774,746	376,330,346
営業収益合計	29,299,251	83,480,010
営業費用		
受託者報酬	413,719	408,518
委託者報酬	* ₁ 9,929,244	* ₁ 9,804,438
その他費用	210,000	210,000
営業費用合計	10,552,963	10,422,956
営業利益又は営業損失（ ）	39,852,214	73,057,054
経常利益又は経常損失（ ）	39,852,214	73,057,054
当期純利益又は当期純損失（ ）	39,852,214	73,057,054
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	8,033	306,939
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	87,944,777	127,689,125
剰余金増加額又は欠損金減少額	336,823	673,295
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	336,823	673,295
剰余金減少額又は欠損金増加額	220,924	271,521
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	220,924	271,521
分配金	* ₂ -	* ₂ -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	127,689,125	54,537,236

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 19 期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6 月10日	第 20 期 自 平成20年 6 月11日 至 平成20年12月10日
1 . 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。	親投資信託受益証券 同 左
2 . デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同 左

（貸借対照表に関する注記）

第 19 期 （平成20年 6 月10日現在）	第 20 期 （平成20年12月10日現在）
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 1,664,311,182円 期中追加設定元本額 4,518,393円 期中一部解約元本額 6,286,004円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 1,662,543,571円 期中追加設定元本額 3,933,230円 期中一部解約元本額 8,733,267円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は127,689,125円であります。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は54,537,236円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 1,662,543,571口	3 計算期間末日における受益権の総数 1,657,743,534口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 19 期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6 月10日	第 20 期 自 平成20年 6 月11日 至 平成20年12月10日
*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,364,106円	*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,334,390円
*2 分配金の計算過程 計算期間末日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,711,626円）及び分配準備積立金（54,398,605円）より分配対象収益が60,110,231円（1万口当たり361円）であります。分配は行っておりません。	*2 分配金の計算過程 計算期間末日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（26,565円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,823,289円）及び分配準備積立金（54,116,098円）より分配対象収益が59,965,952円（1万口当たり361円）であります。分配は行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第19期（平成20年 6 月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,566,604,820円	9,731,675円
合 計	1,566,604,820円	9,731,675円

第20期（平成20年12月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,546,723,623円	291,139,534円
合 計	1,546,723,623円	291,139,534円

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の状況に関する事項

第 19 期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6 月10日	
1．取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。
2．取引に対する取組方針及び取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
3．取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
4．取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行なっております。
5．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

第 20 期 自 平成20年 6 月11日 至 平成20年12月10日	
同 上	

取引の時価等に関する事項
通貨関連

(単位：円)

区分	種 類	第 19 期 (平成20年 6 月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	409,047,090	-	421,038,880	11,991,790
	カナダドル	39,844,393	-	40,311,361	466,968
	ユーロ	901,955,761	-	932,929,051	30,973,290
	英ポンド	123,967,557	-	129,134,934	5,167,377
	スイスフラン	12,315,480	-	12,826,966	511,486
	スウェーデンクローネ	13,057,206	-	13,443,928	386,722
	ノルウェークローネ	7,278,574	-	7,456,979	178,405
	デンマーククローネ	14,275,134	-	14,769,913	494,779
	オーストラリアドル	7,348,230	-	7,617,225	268,995
	合 計	1,529,089,425	-	1,579,529,237	50,439,812

（単位：円）

区 分	種 類	第 20 期 （平成20年12月10日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市 場 取 引 以 外 の 取 引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	502,339,312	-	483,312,355	19,026,957
	カナダドル	38,760,800	-	36,531,887	2,228,913
	ユーロ	846,355,735	-	830,294,157	16,061,578
	英ポンド	144,441,290	-	136,775,545	7,665,745
	スイスフラン	9,764,997	-	9,374,563	390,434
	スウェーデンクローネ	12,704,829	-	12,199,897	504,932
	ノルウェークローネ	3,767,093	-	3,632,854	134,239
	デンマーククローネ	13,810,299	-	13,696,489	113,810
	オーストラリアドル	4,761,367	-	4,675,598	85,769
	合 計	1,576,705,722	-	1,530,493,345	46,212,377

（注）1. 為替予約の時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
 (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期（自 平成19年12月11日 至 平成20年 6 月10日）

該当事項はありません。

第20期（自 平成20年 6 月11日 至 平成20年12月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第 19 期 （平成20年 6 月10日現在）	第 20 期 （平成20年12月10日現在）
1口当たりの純資産額 0.9232円 （1万口当たりの純資産額 9,232円）	1口当たりの純資産額 0.9671円 （1万口当たりの純資産額 9,671円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成20年12月10日現在）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
親投資信託受益証券	F S 海外高格付け債マザーファンド	1,196,136,125	1,546,723,623	-
合 計		1,196,136,125	1,546,723,623	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に記載しております。

【[クレディ・スイス・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 (平成20年 6 月10日現在)	第20期 (平成20年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	85,406,479	78,285,327
親投資信託受益証券	2,805,515,967	2,267,719,933
未収利息	889	428
流動資産合計	2,890,923,335	2,346,005,688
資産合計	2,890,923,335	2,346,005,688
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	39,047,365	31,158,094
未払解約金	723,715	5,096,767
未払受託者報酬	726,339	716,220
未払委託者報酬	17,432,016	17,189,267
その他未払費用	210,000	210,000
流動負債合計	58,139,435	54,370,348
負債合計	58,139,435	54,370,348
純資産の部		
元本等		
元本	* ₁ 2,169,298,081	* ₁ 2,225,578,168
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	663,485,819	66,057,172
（分配準備積立金）	121,300,595	80,518,766
元本等合計	2,832,783,900	2,291,635,340
純資産合計	2,832,783,900	2,291,635,340
負債純資産合計	2,890,923,335	2,346,005,688

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6 月10日	第20期 自 平成20年 6 月11日 至 平成20年12月10日
営業収益		
受取利息	98,443	74,059
有価証券売買等損益	16,750,537	570,796,034
営業収益合計	16,652,094	570,721,975
営業費用		
受託者報酬	726,339	716,220
委託者報酬	* ₁ 17,432,016	* ₁ 17,189,267
その他費用	210,000	210,000
営業費用合計	18,368,355	18,115,487
営業損失（ ）	35,020,449	588,837,462
経常損失（ ）	35,020,449	588,837,462
当期純損失（ ）	35,020,449	588,837,462
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,237,559	25,354,310
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	695,427,343	663,485,819
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,670,839	54,776,593
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,670,839	54,776,593
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,782,108	57,563,994
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	40,782,108	57,563,994
分配金	* ₂ 39,047,365	* ₂ 31,158,094
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	663,485,819	66,057,172

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 19 期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6 月10日	第 20 期 自 平成20年 6 月11日 至 平成20年12月10日
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。	親投資信託受益証券 同 左

(貸借対照表に関する注記)

第 19 期 (平成20年 6 月10日現在)	第 20 期 (平成20年12月10日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 2,037,239,738円 期中追加設定元本額 252,472,318円 期中一部解約元本額 120,413,975円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 2,169,298,081円 期中追加設定元本額 246,334,606円 期中一部解約元本額 190,054,519円
2 計算期間末日における受益権の総数 2,169,298,081口	2 計算期間末日における受益権の総数 2,225,578,168口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 19 期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6 月10日	第 20 期 自 平成20年 6 月11日 至 平成20年12月10日
*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 4,150,480円	*1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 4,092,683円
*2 分配金の計算過程 計算期間末日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（629,861,026円）及び分配準備積立金（160,347,960円）より分配対象収益が790,208,986円（1万口当たり3,642円）であり、うち39,047,365円（1万口当たり180円）を分配金額としております。	*2 分配金の計算過程 計算期間末日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（659,269,323円）及び分配準備積立金（111,676,860円）より分配対象収益が770,946,183円（1万口当たり3,464円）であり、うち31,158,094円（1万口当たり140円）を分配金額としております。

（有価証券に関する注記）

第19期（平成20年6月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,805,515,967円	15,510,681円
合 計	2,805,515,967円	15,510,681円

第20期（平成20年12月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,267,719,933円	553,119,533円
合 計	2,267,719,933円	553,119,533円

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期（自 平成19年12月11日 至 平成20年6月10日）

該当事項はありません。

第20期（自 平成20年6月11日 至 平成20年12月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第 19 期 （平成20年6月10日現在）	第 20 期 （平成20年12月10日現在）
1口当たりの純資産額 1.3059円 （1万口当たりの純資産額 13,059円）	1口当たりの純資産額 1.0297円 （1万口当たりの純資産額 10,297円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成20年12月10日現在）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
親投資信託受益証券	F S 海外高格付け債マザーファンド	1,753,708,092	2,267,719,933	-
合 計		1,753,708,092	2,267,719,933	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参 考）

当ファンドは「F S 海外高格付け債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は、次のとおりです。

F S 海外高格付け債マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外です。

貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	（平成20年6月10日現在）	（平成20年12月10日現在）
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		721,765,433	159,320,984
コール・ローン		30,404,333	340,100,751
国債証券		18,445,590,240	15,060,626,006
地方債証券		423,661,000	308,128,128
特殊債券		7,164,657,890	6,003,751,179
社債券		4,204,252,582	3,511,832,963
派生商品評価勘定		913,262,215	2,115,351,323
未収入金		140,368,005	15,944,813
未収利息		486,378,145	400,231,268
前払費用		67,796,449	34,911,637
差入委託証拠金		178,931,855	273,529,861
流動資産合計		32,777,068,147	28,223,728,913
資産合計		32,777,068,147	28,223,728,913
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		897,641,708	1,889,575,119
未払金		84,029,524	-
流動負債合計		981,671,232	1,889,575,119
負債合計		981,671,232	1,889,575,119
純資産の部			
元本等			
元本	*1	19,751,758,863	20,364,703,047
剰余金			
剰余金		12,043,638,052	5,969,450,747
剰余金合計		12,043,638,052	5,969,450,747
元本等合計		31,795,396,915	26,334,153,794
純資産合計		31,795,396,915	26,334,153,794
負債・純資産合計		32,777,068,147	28,223,728,913

（注）「F S 海外高格付け債マザーファンド」の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までであり、本報告書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年6月10日および平成20年12月10日における同ファンドの状況です。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日
1. 有価証券の 評価基準お よび評価方 法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 - 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 - 計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 - 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 - 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。	同 左
2. デリバティブの評価基準および評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1) 先物取引 同 左 (2) 為替予約取引 同 左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同 左

（貸借対照表に関する注記）

（平成20年6月10日現在）	（平成20年12月10日現在）
*1 本報告書における開示対象ファンドの期首日における当該親投資信託の元本額 18,518,276,338円 期首日より平成20年6月10日までの 追加設定元本額 2,032,164,852円 一部解約元本額 798,682,327円 平成20年6月10日現在の元本の内訳 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）973,167,363円 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）1,742,772,995円 クレディ・スイス・グローバル・ボンド・ファンドVA＜適格機関投資家専用＞ 7,065,567,515円 クレディ・スイス世界バランス・ファンド ＜適格機関投資家専用＞ 9,970,250,990円 計 19,751,758,863円	*1 本報告書における開示対象ファンドの期首日における当該親投資信託の元本額 19,751,758,863円 期首日より平成20年12月10日までの 追加設定元本額 752,956,560円 一部解約元本額 140,012,376円 平成20年12月10日現在の元本の内訳 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）1,196,136,125円 [クレディ・スイス・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）1,753,708,092円 クレディ・スイス・グローバル・ボンド・ファンドVA＜適格機関投資家専用＞ 7,444,607,840円 クレディ・スイス世界バランス・ファンド ＜適格機関投資家専用＞ 9,970,250,990円 計 20,364,703,047円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 19,751,758,863口	2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 20,364,703,047口

（有価証券に関する注記）

（平成20年6月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国 債 証 券	18,445,590,240円	175,665,619円
地 方 債 証 券	423,661,000円	6,052,300円
特 殊 債 券	7,164,657,890円	147,077,288円
社 債 券	4,204,252,582円	282,442,521円
合 計	30,238,161,712円	317,083,152円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（平成20年12月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国 債 証 券	15,060,626,006円	1,005,321,531円
地 方 債 証 券	308,128,128円	9,474,528円
特 殊 債 券	6,003,751,179円	167,012,749円
社 債 券	3,511,832,963円	315,967,032円
合 計	24,884,338,276円	865,841,776円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、債券関連では先物取引で、通貨関連では為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的	デリバティブ取引は、債券関連ではデュレーション・コントロールを目的で利用し、通貨関連では外貨建資産及び負債に係る取引の決済のため、ごく短期間の為替予約取引を利用しております。
3. 取引に係るリスクの内容	債券先物取引に係るリスクは、金利変動によるリスクであり、また、為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行なっております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	
同 上	

取引の時価等に関する事項

(1)債券関連

(単位：円)

区分	種 類	(平成20年 6月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買 建	1,809,664,515	-	1,776,402,655	33,261,860
	売 建	3,443,626,636	-	3,427,441,123	16,185,513
	合 計	5,253,291,151	-	5,203,843,778	17,076,347

(単位：円)

区分	種 類	(平成20年12月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買 建	1,717,520,888	-	1,806,257,136	88,736,248
	売 建	998,305,374	-	1,002,792,140	4,486,766
	合 計	2,715,826,262	-	2,809,049,276	84,249,482

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切捨てております。

(2)通貨関連

(単位：円)

区分	種 類	(平成20年6月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	米ドル	13,345,508,673	-	13,844,487,557	498,978,884
	カナダドル	1,506,270,236	-	1,528,080,816	21,810,580
	ユーロ	4,069,035,194	-	4,229,885,924	160,850,730
	英ポンド	776,898,807	-	795,701,400	18,802,593
	スイスフラン	839,665,546	-	879,871,815	40,206,269
	スウェーデンクローナ	432,038,000	-	470,078,326	38,040,326
	デンマーククローネ	313,198,667	-	336,097,981	22,899,314
	オーストラリアドル	600,678,849	-	676,105,842	75,426,993
	売 建				
	米ドル	12,263,885,965	-	12,748,529,091	484,643,126
	カナダドル	2,384,342,253	-	2,410,683,677	26,341,424
	ユーロ	4,468,712,627	-	4,659,194,018	190,481,391
	英ポンド	547,466,124	-	558,232,993	10,766,869
	スイスフラン	626,865,000	-	656,573,640	29,708,640
	スウェーデンクローネ	233,053,629	-	253,285,115	20,231,486
	オーストラリアドル	1,753,251,564	-	1,835,397,463	82,145,899
	合 計	44,160,871,134	-	45,882,205,658	32,696,854

(単位：円)

区分	種 類	(平成20年12月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	米ドル	8,461,980,640	-	7,965,704,736	496,275,904
	カナダドル	849,997,049	-	835,308,609	14,688,440
	ユーロ	4,799,599,745	-	4,303,269,596	496,330,149
	英ポンド	2,860,656,476	-	2,627,434,551	233,221,925
	スイスフラン	367,438,734	-	332,086,679	35,352,055
	スウェーデンクローネ	1,035,591,885	-	809,993,255	225,598,630
	デンマーククローネ	538,512,042	-	483,027,698	55,484,344
	オーストラリアドル	1,610,237,923	-	1,328,472,923	281,765,000
	売 建				
	米ドル	6,998,874,956	-	6,671,529,873	327,345,083
	カナダドル	582,078,240	-	514,779,999	67,298,241
	ユーロ	5,638,111,552	-	5,053,329,965	584,781,587
	英ポンド	3,246,942,492	-	2,796,574,482	450,368,010
	スイスフラン	165,331,540	-	165,913,804	582,264
	スウェーデンクローネ	744,004,629	-	631,155,172	112,849,457
	デンマーククローネ	241,704,984	-	242,268,114	563,130
	オーストラリアドル	2,150,296,402	-	1,711,550,217	438,746,185
	合 計	40,291,359,289	-	36,472,399,673	141,526,722

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日）

該当事項はありません。

（自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

（平成20年 6月10日現在）	（平成20年12月10日現在）
1口当たりの純資産額 1.6098円 （1万口当たりの純資産額 16,098円）	1口当たりの純資産額 1.2931円 （1万口当たりの純資産額 12,931円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（平成20年12月10日現在）

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	5.375% US TREASURY N/B		1,155,000.00	1,502,943.75	
	計	銘柄数：	1	1,155,000.00	1,502,943.75	
					(139,217,679)	
		組入時価比率：	0.5%		0.6%	
	カナダドル	4.25% CANADIAN GOVERNMENT		4,500,000.00	4,594,680.00	
	計	銘柄数：	1	4,500,000.00	4,594,680.00	
					(337,984,660)	
		組入時価比率：	1.3%		1.4%	
	ユーロ	3.25% BELGIUM KINGDOM		5,800,000.00	5,490,280.00	
		3.5% BTAN		8,200,000.00	8,341,860.00	
		3.5% BUNDESobligation		9,600,000.00	9,696,000.00	
		3.5% FRANCE (GOVT OF)		7,200,000.00	7,222,320.00	
		3.5%BUNDESREPUB.DEUTSCH		5,775,000.00	5,959,222.50	
		3.75% BELGIUM KINGDOM 32		5,840,000.00	5,854,016.00	
		3.75% BUNDESREPUB. DEUTS		5,050,000.00	5,258,565.00	
		4% DEUTSCHLAND REP		8,680,000.00	9,244,200.00	
		4.25%BUNDESREPUB.DEUTSCH		11,200,000.00	12,003,040.00	
		5% BUNDESREPUB.DEUTSCHLA		6,095,000.00	6,529,878.25	
		5% FRANCE (GOVT OF)		7,780,000.00	8,529,992.00	
		5.5%BELGIUM KINGDOM		5,530,000.00	6,456,275.00	
		5.75% SPANISH GOV'T		4,990,000.00	6,110,754.00	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		5,150,000.00	5,379,175.00	
	計	銘柄数：	14	96,890,000.00	102,075,577.75	
					(12,229,674,970)	
		組入時価比率：	46.4%		49.1%	
	英ポンド	4% UK TREASURY		1,500,000.00	1,554,915.00	
		4.25% UK TREASURY		800,000.00	792,800.00	
		4.25% UK TREASURY		4,500,000.00	4,589,595.00	
		5% UK TREASURY		1,200,000.00	1,278,984.00	
		5% UK TREASURY 2025		8,340,000.00	9,009,618.60	
	計	銘柄数：	5	16,340,000.00	17,225,912.60	
					(2,353,748,697)	
		組入時価比率：	8.9%		9.5%	
	小計				15,060,626,006	
					(15,060,626,006)	
地方債証券	カナダドル	4.375% QUEBEC PROVINCE		4,000,000.00	4,188,800.00	
	計	銘柄数：	1	4,000,000.00	4,188,800.00	
					(308,128,128)	
		組入時価比率：	1.2%		1.2%	
	小計				308,128,128	
					(308,128,128)	
特殊債券	米ドル	4.375% FEDERAL HOME LOAN		1,120,000.00	1,163,680.00	
		4.5% FNMA 976845		1,956,573.44	1,980,317.28	
		4.875% FREDDIE MAC		5,985,000.00	6,027,110.46	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		4.875FREDDIE MAC		2,105,000.00	2,297,453.62	
		5% FREDDIE MAC		4,000,000.00	4,013,200.00	
		5.169% FH 1J0867		476,268.58	478,788.04	
		5.25% FREDDIE MAC		2,100,000.00	2,246,585.37	
		5.25%FEDERAL HOME LOAN		1,045,000.00	1,152,386.08	
		5.5% FMNA 30Y 256636		2,586,344.63	2,628,911.54	
		5.5%FNMA 30Y 848193		2,629,570.10	2,678,360.72	
		6.5% FNMA 30Y 831730		3,640,415.04	3,746,025.00	
		FANNIE MAE		6,000,000.00	6,175,200.00	
		FANNIE MAE		5,190,000.00	5,443,712.11	
		FANNIE MAE 2003-65 CMO		1,698,723.88	1,692,733.66	
		FHR 3340 PF		1,000,000.00	988,496.60	
		FNR 2007-2 FA		2,207,004.03	2,161,494.94	
		FREDDIE MAC		2,741,433.03	2,731,562.77	
		FREDDIE MAC		7,900,000.00	8,696,356.34	
		FREDDIE MAC REFERENCE		335,022.35	338,750.88	
		PEMEX PROJ FDG MASTET TR		35,000.00	32,858.00	
	計	銘柄数：	20	54,751,355.08	56,673,983.41	
					(5,249,711,083)	
		組入時価比率：	19.9%		21.1%	
	カナダドル	5.15% BK NED GEMEENTEN		2,000,000.00	1,987,028.00	
	計	銘柄数：	1	2,000,000.00	1,987,028.00	
					(146,165,779)	
		組入時価比率：	0.6%		0.6%	
	ユーロ	3.5% DANSK NATURGAS A/S		500,000.00	458,100.00	
		5.375% ELEC DE FRANCE		300,000.00	296,640.00	
	計	銘柄数：	2	800,000.00	754,740.00	
					(90,425,399)	
		組入時価比率：	0.3%		0.4%	
	オーストラリアドル	6%QUEENSLAND TREASURY CO		8,000,000.00	8,484,160.00	
	計	銘柄数：	1	8,000,000.00	8,484,160.00	
					(517,448,918)	
		組入時価比率：	2.0%		2.1%	
	小計				6,003,751,179	
					(6,003,751,179)	
社債券	米ドル	4.875% TRANS-CANADA PIPE		40,000.00	35,695.53	
		5% WELLPOINT INC		310,000.00	290,833.72	
		5.125% GOLDMAN SCHAS GRO		200,000.00	168,727.96	
		5.25% BRISTOL-MYERS SQUI		340,000.00	346,307.78	
		5.3% XTO ENERGY INC		90,000.00	81,153.90	
		5.35%AMERIPRISE FINL INC		60,000.00	50,180.80	
		5.4% EVEREST REINSURANCE		70,000.00	52,997.53	
		5.4% HOME DEPOT INC		195,000.00	156,938.74	
		5.55% VERIZON COMMUNICAT		440,000.00	385,525.36	
		5.65% JOHN DEERE CAPITAL		315,000.00	309,594.34	
		5.875% DAIMLERCHRYSLER		975,000.00	804,987.59	
		5.875% TIME WARNER INC		700,000.00	600,149.89	
		6.15% AT & T INC		175,000.00	167,825.00	
		6.65% ENTERPRISE PRODUCT		140,000.00	98,778.17	
		6.9% PACIFICORP		140,000.00	146,420.86	
		7.082% EMBAQ CORP		623,000.00	428,871.97	
		7.3% AMERADA HESS CORP		255,000.00	209,647.81	
		8.75%SPRINT CAPITAL		90,000.00	53,997.93	
		AMERICAN EXPRESS		445,000.00	263,507.73	
		AMERICAN INTL		125,000.00	85,970.96	
		CARAT 2006-1 A3		6,772.90	6,762.31	
		COUNTRYWIDE ALTERNATIVE		2,596,595.44	1,825,379.07	
		FIRST HORIZON MORTGAGE		975,177.09	527,356.16	
		HSBC FIN CAP TRUST IX		100,000.00	57,851.96	
		MERNA REINSURANCE LTD		1,500,000.00	1,381,650.00	
		MERNA REINSURANCE LTD		1,500,000.00	1,377,750.00	
		NISSAN AUTO LEASE TRUST		673,195.26	669,408.53	
		USAOT 2006-2 A3		155,802.55	155,667.04	
		WACHOVIA AUTO OWNER TRUS		337,531.23	335,717.06	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		WACHOVIA WASI		3,669,040.62	1,582,970.88	
	計	銘柄数：	30	17,242,115.09	12,658,626.58	
					(1,172,568,580)	
		組入時価比率：	4.5%		4.7%	
	ユーロ	3.375% SFR SA		100,000.00	92,450.00	
		3.625% CITIGROUP INC		900,000.00	814,500.00	
		3.75%BANK OF SCOTLAND		850,000.00	825,180.00	
		3.875% CIE FINANCEMENT		500,000.00	496,800.00	
		4% ALLIANZ FINANCE II		550,000.00	501,270.00	
		4% DEXIA MUNICAL AGENCY		1,050,000.00	1,042,440.00	
		4% SES		400,000.00	380,320.00	
		4.125% CEZ		300,000.00	268,260.00	
		4.125% HERA SPA		300,000.00	265,440.00	
		4.375% AT&T INC		500,000.00	443,500.00	
		4.375% BRISTOL-MYERS SQU		500,000.00	443,150.00	
		4.375% CARGILL INC		1,000,000.00	870,500.00	
		4.375% DAIMLERCHRYSLER		450,000.00	430,875.00	
		4.375% LINDE FINANCE BV		500,000.00	484,100.00	
		4.5% FORTUM OYJ		500,000.00	461,850.00	
		4.625% ANGLIAN WATER SER		600,000.00	564,140.40	
		4.625% ASTRAZENECA PLC		50,000.00	50,055.00	
		4.625% EDP FINANCE BV		500,000.00	461,850.00	
		4.625% MET LIFE GLOB FUN		1,000,000.00	693,400.00	
		4.75% BOTTLING HOLDINGS		50,000.00	49,580.00	
		4.875% CASINO GUICHARD		500,000.00	400,900.00	
		4.875% HSBC FINANCE CORP		100,000.00	88,820.00	
		4.875% UNICREDIT		750,000.00	736,875.00	
		4.875% VOLKSWAGEN LEASIN		100,000.00	93,280.00	
		5% ALLIANZ FINANCE II		500,000.00	500,650.00	
		5% INTESA SANPAOLO SPA		750,000.00	750,600.00	
		5% KPN NV		500,000.00	473,200.00	
		5.125% NATL GRID GAS PLC		200,000.00	187,600.00	
		5.25% ITW FINANCE EUROPE		100,000.00	92,396.00	
		5.25%E.ON INTL FINANCE		100,000.00	99,450.00	
		5.25%SEVERN TRENT WATER		100,000.00	90,550.00	
		5.375% ERICSSON LM		150,000.00	116,190.00	
		5.5% DIAGEO CAPITAL BV		650,000.00	635,115.00	
		5.625%IBERDROLA FINANZAS		150,000.00	138,900.00	
		5.875% TESCO PLC		550,000.00	513,095.00	
		5.875%ANGLO AMERICAN		600,000.00	498,000.00	
		5.875%VODAFONE GROUP		450,000.00	452,655.00	
		5.875%XSTRATA CANADA FIN		50,000.00	37,605.00	
		6% BARCLAYS BK PLC		200,000.00	188,220.00	
		6% JOHN DEERE BANK SA		300,000.00	287,220.00	
		6.125%BOUYGUES		500,000.00	466,000.00	
		6.125%SCOTTISH&SOUTH		750,000.00	748,950.00	
		6.25% GDF SUEZ		1,000,000.00	1,042,600.00	
		6.625%IBM		300,000.00	308,070.00	
		7.5%IBERDROLA FINANZAS		350,000.00	366,240.00	
		ING BANK NV		50,000.00	42,260.00	
		MAPFRE SA		100,000.00	42,782.70	
		NORDEA BK		500,000.00	486,900.00	
	計	銘柄数：	48	20,950,000.00	19,524,784.10	
					(2,339,264,383)	
		組入時価比率：	8.9%		9.4%	
	小計				3,511,832,963	
					(3,511,832,963)	
	公社債合計				24,884,338,276	
					(24,884,338,276)	
	合計				24,884,338,276	
					(24,884,338,276)	

（注）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年12月30日現在）

[Aコース]

資産総額	1,672,675,566 円
負債総額	44,118,546 円
純資産総額（ - ）	1,628,557,020 円
発行済数量	1,651,407,005 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9862 円

[Bコース]

資産総額	2,429,322,507 円
負債総額	1,734,778 円
純資産総額（ - ）	2,427,587,729 円
発行済数量	2,244,040,060 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0818 円

（参考）F S 海外高格付け債マザーファンド

資産総額	27,900,183,320 円
負債総額	143,720,525 円
純資産総額（ - ）	27,756,462,795 円
発行済数量	20,404,665,260 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3603 円

第5【設定及び解約の実績】

（単位：口）

	Aコース			Bコース		
	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
1期	3,038,750,374	500,078,407	2,538,671,967	1,006,203,527	987,825,315	18,378,212
2期	213,220	22,870,278	2,516,014,909	122,782	356,091	18,144,903
3期	28,142,843	1,004,878,621	1,539,279,131	1,141,482	469,707	18,816,678
4期	31,041,344	2,605,630	1,567,714,845	1,617,068	0	20,433,746
5期	6,440,042	2,284,839	1,571,870,048	3,301,942	990,856	22,744,832
6期	67,824,345	892,058	1,638,802,335	16,251,007	1,155,160	37,840,679
7期	79,905,314	55,051,461	1,663,656,188	66,332,562	2,934,761	101,238,480
8期	28,188,292	13,618,195	1,678,226,285	137,113,761	3,638,062	234,714,179
9期	12,181,102	40,289,272	1,650,118,115	69,396,722	9,593,833	294,517,068
10期	48,917,957	19,693,485	1,679,342,587	156,461,334	59,572,622	391,405,780
11期	12,183,054	21,797,420	1,669,728,221	151,282,425	47,739,769	494,948,436
12期	10,288,571	15,928,450	1,664,088,342	151,954,605	28,380,506	618,522,535
13期	17,200,742	12,131,956	1,669,157,128	194,979,781	30,805,636	782,696,680
14期	72,704,553	40,171,418	1,701,690,263	306,388,308	57,710,517	1,031,374,471
15期	29,297,611	22,679,121	1,708,308,753	765,507,169	118,434,018	1,678,447,622
16期	19,982,679	6,555,438	1,721,735,994	277,300,368	98,038,218	1,857,709,772
17期	9,999,160	12,654,097	1,719,081,057	303,657,198	169,736,500	1,991,630,470
18期	5,908,921	60,678,796	1,664,311,182	262,966,917	217,357,649	2,037,239,738
19期	4,518,393	6,286,004	1,662,543,571	252,472,318	120,413,975	2,169,298,081
20期	3,933,230	8,733,267	1,657,743,534	246,334,606	190,054,519	2,225,578,168

（注1）第1期追加設定口数には、当初自己設定口数が含まれます。

（注2）追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

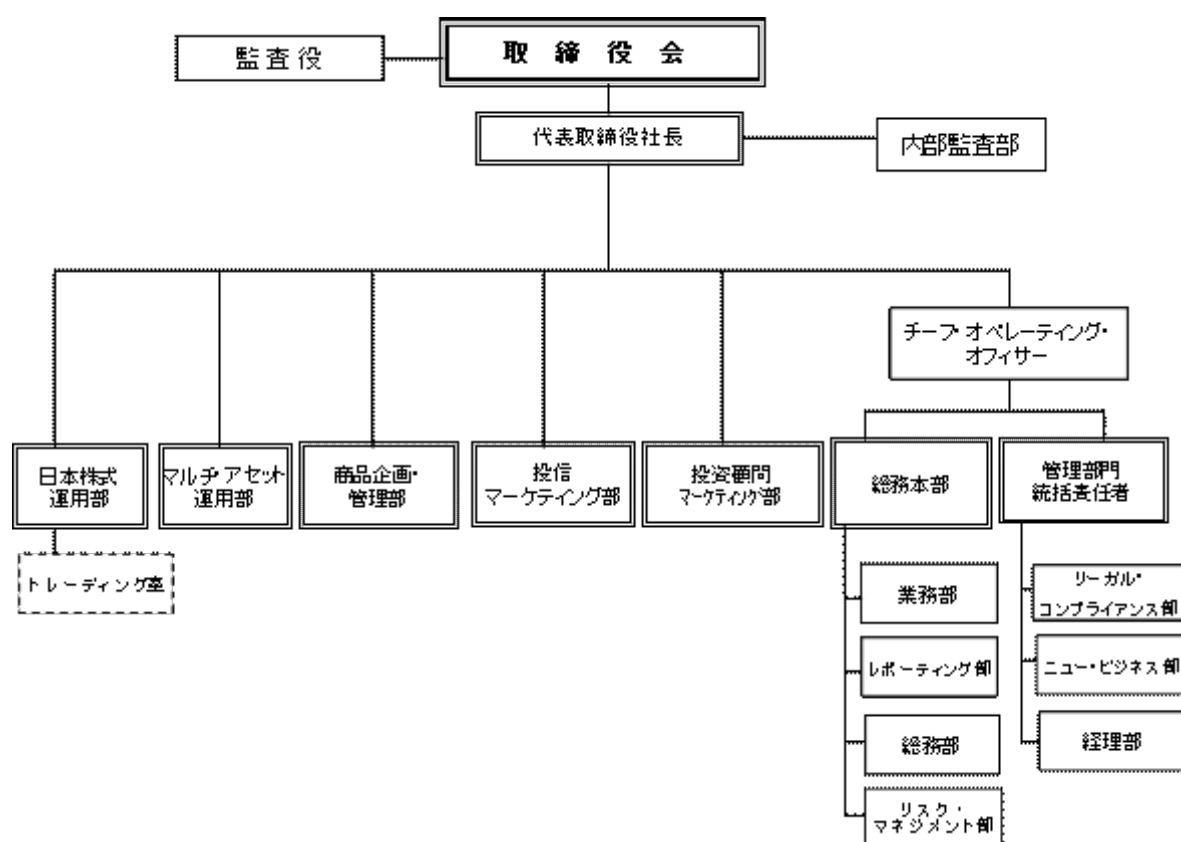
a．資本金の額（本書提出日現在）

資本金	2,090.4百万円
発行する株式の総数	320,000株
発行済株式の総数	308,062株

b．最近5年間における資本金の額の増減

平成16年 3月30日	： 資本金を815.4百万円から1,090.4百万円に増資
平成18年 2月15日	： 資本金を1,090.4百万円から1,590.4百万円に増資
平成19年 2月26日	： 資本金を1,590.4百万円から2,090.4百万円に増資

c．会社の組織図（本書提出日現在）



d . 投資運用の意思決定機構

運用部門が原則的に運用を行い、「投資政策委員会（日本株式／マルチ・アセット）」において、運用方針等を審議し決定します。

各々の「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

< 構成 >

代表取締役、運用担当役員、各運用部長、運用部門および関連部署等をもって構成します。

< 開催 >

原則として月 1 回、各月上旬に開催します。

< 審議事項 >

次に定める事項を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ ファンド別の運用方針の策定
- ・ ファンド別の運用方針の変更
- ・ その他上記に準ずる事項

< その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を、各々の投資政策委員会の規則により定めます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年12月末日現在、委託会社が運用する公募の投資信託は20本であり、その純資産総額の合計は106,175百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、第14期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成しております。また、第15期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第14期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第14期 (平成19年3月31日現在)		第15期 (平成20年3月31日現在)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
預金			1,623,304		1,455,341
支払委託金			29		-
収益分配金		29		-	
前払金			154		966
前払費用			38,875		23,749
未収入金	* 2		105,485		140,121
未収委託者報酬			110,898		209,219
未収投資顧問料			78,385		-
未収運用受託報酬			-		24,881
未収投資助言報酬			-		23,300
その他流動資産			3,376		1,145
流動資産合計			1,960,511	93.7	1,878,726
94.1					
固定資産					
有形固定資産			960		779
器具備品	* 1	960		779	
無形固定資産			484		382
ソフトウェア		484		382	
投資その他の資産			129,471		115,801
長期差入保証金		129,471		115,801	
固定資産合計			130,916	6.3	116,963
5.9					
資産合計			2,091,428	100.0	1,995,689
100.0					

区分	注記 番号	第14期 （平成19年3月31日現在）			第15期 （平成20年3月31日現在）		
		金額（千円）		構成比 （％）	金額（千円）		構成比 （％）
（負債の部）							
流動負債							
預り金			14,845			10,084	
未払金			234,047			291,663	
未払収益分配金		203			-		
未払償還金		96,693			89,176		
未払手数料		49,661			118,440		
未払委託調査費	* 2	60,237			74,426		
その他未払金		27,251			9,620		
未払費用			130,138			194,531	
未払法人税等			10,029			7,087	
未払消費税等			-			21,736	
賞与引当金			61,043			69,656	
事業再編・整理引当金			7,858			52,520	
流動負債合計			457,963	21.9		647,280	32.4
固定負債							
退職給付引当金			66,617			64,440	
固定負債合計			66,617	3.2		64,440	3.2
負債合計			524,581	25.1		711,720	35.7
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			2,090,400	100.0		2,090,400	104.7
資本剰余金							
資本準備金			1,847,936	88.4		1,847,936	92.6
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金			2,371,489	113.4		2,654,366	133.0
株主資本合計			1,566,847	74.9		1,283,969	64.3
純資産合計			1,566,847	74.9		1,283,969	64.3
負債・純資産合計			2,091,428	100.0		1,995,689	100.0

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		1,437,590		2,344,563	
投資顧問料		514,830		-	
運用受託報酬		-		349,465	
投資助言報酬		-		34,759	
その他営業収益		221,312		350,535	
営業収益計	* 2	2,173,733	100.0	3,079,324	100.0
営業費用					
支払手数料		560,138		1,165,840	
広告宣伝費		16,051		123,420	
公告費		8,200		175	
受益証券発行費		565		-	
調査費					
調査費		105,101		67,517	
委託調査費	* 2	179,658		165,306	
図書費		1,524		667	
委託計算費		109,902		118,911	
営業雑経費					
通信費		11,049		12,485	
印刷費		19,108		40,863	
協会費		5,354		4,122	
営業費用計		1,016,655	46.7	1,699,311	55.1
一般管理費					
給料					
役員報酬	* 1	173,992		243,901	
給料・手当		524,098		429,097	
賞与		72,988		4,156	
交際費		22,662		16,695	
旅費交通費		40,010		37,030	
租税公課		16,558		15,127	
不動産賃借料		144,891		97,598	
退職給付費用		8,647		67,922	
賞与引当金繰入		58,297		101,713	
固定資産減価償却費		9,033		282	
事務委託費		386,170		412,387	
諸経費		353,254		207,259	
一般管理費計		1,793,310	82.5	1,633,173	53.0
営業損失		636,232	29.2	253,159	8.2

区分	注記 番号	第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益	* 3						
受取利息		774			4,838		
為替差益		-			6,483		
その他		5	779	0.0	25	11,347	0.4
営業外費用							
支払利息		-			20		
為替差損		173	173	0.0	-	20	0.0
経常損失			635,626	29.2		241,833	7.9
特別利益							
固定資産売却益		-			11,774		
退職給付余剰金返還額		339,656			-		
不動産賃料戻入		5,410			-		
事業再編整理引当金戻入		-	345,066	15.8	5,921	17,695	0.6
特別損失							
固定資産減損損失		75,673			-		
早期退職特別退職金		37,425			60,119		
本店店舗縮小関連損失		9,114			-		
固定資産除却損		-	122,213	5.6	-	60,119	2.0
税引前当期純損失			412,772	18.9		284,257	9.2
法人税、住民税及び 事業税			3,800	0.2		1,209	0.0
還付法人税等			-	-		2,590	0.1
当期純損失			416,572	19.1		282,877	9.2

（３）【株主資本等変動計算書】

第14期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高	1,590,400	1,347,936	1,347,936
当期中の変動額			
新株の発行	500,000	500,000	500,000
当期純利益	-	-	-
当期中の変動額合計	500,000	500,000	500,000
平成19年3月31日残高	2,090,400	1,847,936	1,847,936

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	1,954,916	1,954,916	983,419	983,419
当期中の変動額				
新株の発行	-	-	1,000,000	1,000,000
当期純利益	416,572	416,572	416,572	416,572
当期中の変動額合計	416,572	416,572	583,428	583,428
平成19年3月31日残高	2,371,489	2,371,489	1,566,847	1,566,847

第15期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高	2,090,400	1,847,936	1,847,936
当期中の変動額			
新株の発行	-	-	-
当期純利益	-	-	-
当期中の変動額合計	-	-	-
平成20年3月31日残高	2,090,400	1,847,936	1,847,936

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	2,371,489	2,371,489	1,566,847	1,566,847
当期中の変動額				
新株の発行	-	-	-	-
当期純利益	282,877	282,877	282,877	282,877
当期中の変動額合計	282,877	282,877	-	-
平成20年3月31日残高	2,654,366	2,654,366	1,283,969	1,283,969

重要な会計方針

区分	第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 2年～14年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 5年 (会計方針の変更) 有形固定資産の減価償却方法の変更 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日 法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したものについては改正後の法人税法に基づく方法に変更しています。 当事業年度に取得している固定資産はないためこれによる損益への影響はありません。 (2) 無形固定資産 同左

区分	第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
2. 引当金の計上 基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備える為、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（約8年）による定額法により、翌期から費用処理することとしております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備える為、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。 (会計方針の変更) 退職給付会計における数理計算上の差異の会計処理の変更 当事業年度から数理計算上の差異は「発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（約8年）による定額法により翌事業年度から費用処理」する方法から主として「発生時の事業年度から一括して費用処理」する方法へ変更しています。 この変更は、退職年金制度について適格退職年金制度から規約型企業年金制度の1つであるキャッシュバランス型年金制度・確定拠出年金へ移行する等、大幅な制度改定を行ったことに伴い、今後数理計算上の差異が多額に発生することは見込まれないこと、また、長期的な経営資源の再配分の検討に伴う今後の加入者の減少が確実に見込まれることから、退職給付債務等の状況を適時に財務諸表に反映させるとともに、財務体質のいっそうの健全化を図るために行いました。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業損失、経常損失、税引前当期純損失は5,072千円増加しています。

区分	第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	(3) 事業再編・整理引当金 早期退職制度による割増退職金 及本店縮小に伴う現状回復費用 等の発生に備えるため、事業再編 ・整理計画に従った損失発生見 込額を計上しております。	(3) 事業再編・整理引当金 部門再編に伴う早期退職制度に よる割増退職金の支払に備える ため、事業再編・整理計画に従っ た損失発生見込額を計上してお ります。
3. その他財務諸 表作成のため の重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方 式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,566,847千円であります。 貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。 (1) 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」に分類して表示しております。 (2) 前事業年度において独立掲記していた「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は、当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 (3) 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示していた「未処分利益」は、当事業年度から「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。	-----

表示方法の変更

第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
-----	平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準」（旧「投資顧問業統一経理基準の判定について」）が改訂されたことに伴い、以下の表示方法の変更を行っています。 （貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していた投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては、それぞれ「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しています。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」は、それぞれ60,860千円、17,524千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示していた投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては、それぞれ「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しています。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、それぞれ453,650千円、61,180千円であります。 なお、これらの変更は当該改正が当下半期に行われた為、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第14期 (平成19年3月31日現在)	第15期 (平成20年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 45千円 * 2 関係会社項目 関係会社に対する資産、負債は次のものがあります。 流動資産 未収入金 103,729千円 流動負債 未払委託調査費 7,927千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 226千円 * 2 関係会社項目 関係会社に対する資産、負債は次のものがあります。 流動資産 未収入金 137,772千円 流動負債 未払委託調査費 23,736千円

（損益計算書関係）

第14期 (自平成18年4月 1 日 至平成19年3月31日)	第15期 (自平成19年4月 1 日 至平成20年3月31日)																												
* 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 <table><tr><td>取締役</td><td>年額 600,000千円以内</td></tr><tr><td>監査役</td><td>年額 50,000千円以内</td></tr></table> * 2 関係会社との取引高 <table><tr><td>営業取引による取引高</td><td></td></tr><tr><td>その他営業収益</td><td>213,980千円</td></tr><tr><td>委託調査費</td><td>20,152千円</td></tr></table> * 3 固定資産の減損会計関連 当事業年度において、減損損失75,673千円を特別損失に計上しています。減損損失を認識した資産は以下のとおりです。 <table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th></tr><tr><td>本店事務所</td><td>建物附属設備、器具備品等</td><td>東京都港区</td></tr></table> (1) 減損損失を認識するに至った経緯 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。 (2) 減損損失の金額 <table><tr><th>種類</th><th>建物附属設備</th><th>器具備品</th></tr><tr><td>金額</td><td>38,372千円</td><td>37,300千円</td></tr></table> (3) グルーピングの方法 当社の事業の用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしています。 (4) 回収可能価額の算定方法等 コスト・アプローチに基づく正味売却価額を用いています。	取締役	年額 600,000千円以内	監査役	年額 50,000千円以内	営業取引による取引高		その他営業収益	213,980千円	委託調査費	20,152千円	用途	種類	場所	本店事務所	建物附属設備、器具備品等	東京都港区	種類	建物附属設備	器具備品	金額	38,372千円	37,300千円	* 1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 同左 * 2 関係会社との取引高 <table><tr><td>営業取引による取引高</td><td></td></tr><tr><td>その他営業収益</td><td>346,033千円</td></tr><tr><td>委託調査費</td><td>50,485千円</td></tr></table> * 3 固定資産の減損会計関連 該当事項はありません。	営業取引による取引高		その他営業収益	346,033千円	委託調査費	50,485千円
取締役	年額 600,000千円以内																												
監査役	年額 50,000千円以内																												
営業取引による取引高																													
その他営業収益	213,980千円																												
委託調査費	20,152千円																												
用途	種類	場所																											
本店事務所	建物附属設備、器具備品等	東京都港区																											
種類	建物附属設備	器具備品																											
金額	38,372千円	37,300千円																											
営業取引による取引高																													
その他営業収益	346,033千円																												
委託調査費	50,485千円																												

（株主資本等変動計算書関係）

第14期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)					第15期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				
* 1 発行済株式に関する事項					* 1 発行済株式に関する事項				
株式の種 類	前事業年 度末	増加	減少	当事業年 度末	株式の種 類	前事業年 度末	増加	減少	当事業年 度末
普通株式 (株)	288,062	20,000	-	308,062	普通株式 (株)	308,062	-	-	308,062
(変動事由の概要) 増加数の内訳は次の通りであります。 第三者割当増資による新株の発行による増加 20,000株 * 2 自己株式に関する事項 該当事項ありません。 * 3 新株予約権等に関する事項 該当事項ありません。 * 4 配当に関する事項 該当事項ありません。					* 2 自己株式に関する事項 同左 * 3 新株予約権等に関する事項 同左 * 4 配当に関する事項 同左				

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している制度の概要：法人税法に規定する適格退職年金及び規約型企業年金

	第14期 (平成19年3月31日現在)	第15期 (平成20年3月31日現在)
2．退職給付債務及びその内訳		千円
退職給付債務	262,769	287,615
年金資産	201,094	223,175
退職給付引当金	66,617	64,440
未認識数理計算上の差異	-	-
3．退職給付費用の内訳		
勤務費用	61,227	53,311
利息費用	8,631	4,551
期待運用収益	37,547	2,514
数理計算上の差異の費用処理額	△48,902	5,072
確定拠出年金に係る要拠出額	-	7,501
4．退職給付債務の計算基礎		
割引率、期待運用収益率	1.70％，1.25％	1.40％，1.25％
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	8年	発生年度に一括費用処理

（ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	第14期 (平成19年3月31日現在)	第15期 (平成20年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
未払費用否認	52,953	79,154
退職給付引当金損金不算入額	27,106	26,220
賞与引当金損金不算入額	24,838	28,343
事業再編・整理引当金損金不算入額	3,197	21,370
未払事業税	2,534	2,391
減価償却費損金算入限度超過額	31,312	22,202
繰延資産償却超過額	944	472
繰越欠損金	1,155,111	1,168,258
未収収益	-	410
一括償却資産超過額	-	590
その他	36	3
繰延税金資産計	1,298,036	1,349,410
評価性引当額	1,298,036	1,349,410
繰延税金資産の純額	-	-

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第14期 (平成19年3月31日現在)	第15期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率	40.7%	40.7%
（調整）		
評価性引当額	29.5%	18.1%
住民税均等割	0.9%	0.4%
交際費等永久に損金に算入されない金額	11.1%	22.6%
その他	-	0.9%
税効果適用後の法人税等の負担率	0.8%	0.5%

（持分法投資損益等）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

前期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・ スイス	スイス・ チュー リッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行 業および 資産運用 業	（被所有） 100.0	0名	先方設定・ 運用商品の 運用を再受 託及び再委 託	資産運用 に関する 助言の提 供	213,980	未収入金	103,729
								資産運用 に関する 助言の受 理	20,152	未払委託 調査費	7,927

（注）１．上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社 の子会 社	クレディ・ス イス・アセッ ト・マネジメ ント・エルエ ルシー	米国・ ニュー ヨーク	220,671 千米ドル	資産運用業	無し	0名	投資顧問の 一任契約及 び投資信託 の運用外部 委託等	資産運用 に関する 助言の提 供・投資 一任	47,203	未収投資 顧問料	31,621
								資産運用 に関する 助言の受 理・投資 一任	62,590	未払委託 調査費	18,992
								事務委託 費	47,325	未払費用	9,939
親会社 の子会 社	クレディ・ス イス・アセッ ト・マネジメ ント・リミ テッド	英国・ ロンドン	21,009 千ポンド	資産運用業	無し	0名	投資顧問の 一任契約及 び投資信託 の運用外部 委託等	資産運用 に関する 助言の提 供・投資 一任	27,773	未収投資 顧問料	12,680
								資産運用 に関する 助言・投 資一任	77,350	未払委託 調査費	24,833
								費用の立 替払	69,788	未払費用	10,295
親会社 の子会 社	クレディ・ス イス・アセッ ト・マネジメ ント・ファン ド・サービス (ルクセンブ ルク)エス・ エー	ルクセン ブルク・ ルクセン ブルク	2,500 千スイスフラン	資産運用業	無し	0名	投資顧問の 一任契約	資産運用 に関する 助言の提 供・投資 一任	287,837	未収投資 顧問料	24,589
親会社 の子会 社	クレディ・ス イス・アセッ ト・マネジメ ント(オース トラリア)リ ミテッド	豪州・ シドニー	8,346 千豪ドル	資産運用業	無し	0名	投資顧問の 一任契約	資産運用 に関する 助言の受 理・投資 一任	14,262	未払委託 調査費	7,476
親会社 の子会 社	クレディ・ス イス証券株 式会社	東京都・ 港区	73,100,000 千円	証券会社	無し	0名	一般管理事 務に係る事 務委託等	事務委託 費	452,047	未払費用	48,772

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

当期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・ スイス	スイス・ チュー リッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行 業および 資産運用 業	（被所有） 100.0	0 名	国内で販売 される投資 信託等に関 するコンサル ティング 業務の提供 及び投資信 託の運用外 部委託等	国内で販売 される投資 信託等に関 するコンサル ティング 業務の提供 に係る報酬	346,033	未収入金	137,772
								投資信託の 運用外部委 託に係る費 用	50,485	未払委託 調査費	23,736

（注）１．上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	米国・ニューヨーク	220,671 千米ドル	資産運用業	無し	0名	資産運用の投資助言・一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資助言契約に係る投資助言報酬	14,954	未収投資助言報酬	1,083
								資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	8,107	未収運用受託報酬	-
								投資信託の運用外部委託に係る費用	19,538	未払委託調査費	8,481
								事務委託費	45,092	未払費用	19,073
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国・ロンドン	21,009 千ポンド	資産運用業	無し	0名	資産運用の投資助言・投資一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資助言契約に係る投資助言報酬	18,319	未収投資助言報酬	21,768
								資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	2,589	未収運用受託報酬	1,242
								投資信託の運用外部委託に係る費用	82,843	未払委託調査費	36,409
								費用の立替払	95,688	未払費用	35,024
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセンブルク・ルクセンブルク	2,500 千スイスフラン	資産運用業	無し	0名	資産運用の投資一任契約	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	221,278	未収運用受託報酬	11,467
親会社 の子会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド	豪州・シドニー	8,346 千豪ドル	資産運用業	無し	0名	投資一任契約の運用外部委託	投資一任契約に係る運用外部委託費用	12,473	未払委託調査費	5,798
親会社 の子会社	クレディ・スイス証券株式会社	東京都・港区	73,100,000 千円	証券会社	無し	0名	一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	200,826	未払費用	27,444

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

（１株当たり情報）

区分	第14期 （自平成18年4月１日 至平成19年3月31日）	第15期 （自平成19年4月１日 至平成20年3月31日）
１株当たり純資産額	5,086円14銭	4,167円89銭
１株当たり当期純損失	1,436円82銭	918円24銭

（注）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第14期 （自平成18年4月１日 至平成19年3月31日）	第15期 （自平成19年4月１日 至平成20年3月31日）
当期純損失（千円）	416,572	282,877
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
（うち利益処分による役員賞与金）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	416,572	282,877
期中平均株式数（株）	289,925	308,062

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		1,432,518
未収委託者報酬		239,461
未収運用受託報酬		34,015
未収入金		159,674
その他		27,544
流動資産計		1,893,215
固定資産		
有形固定資産	*1	688
無形固定資産		331
投資その他の資産		
長期差入保証金		86,184
固定資産計		87,204
資産合計		1,980,419
負債の部		
流動負債		
預り金		11,613
未払金		307,165
未払費用		208,070
未払法人税等		6,610
未払消費税等	*2	10,268
賞与引当金		168,941
事業再編・整理引当金		27,220
流動負債計		739,891
固定負債		
退職給付引当金		58,880
固定負債計		58,880
負債合計		798,772
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,090,400
資本剰余金		
資本準備金		1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,756,689
株主資本合計		1,181,647
純資産合計		1,181,647
負債・純資産合計		1,980,419

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,352,217
運用受託報酬		101,102
投資助言報酬		1,429
その他営業収益		215,487
営業収益計		1,670,236
営業費用		936,323
一般管理費	*3	825,967
営業損失		92,055
営業外収益	*1	2,392
営業外費用	*2	3,633
経常損失		93,296
特別利益		
過年度事務委託費修正益		14,962
特別利益計		14,962
特別損失		
早期退職特別退職金		4,629
役員退職慰労金		18,748
特別損失計		23,378
税引前中間純損失		101,712
法人税、住民税及び事業税		610
中間純損失		102,322

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,090,400
当中間期末残高	2,090,400
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,847,936
当中間期末残高	1,847,936
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,654,366
当中間期変動額	
中間純損失	102,322
当中間期変動額合計	102,322
当中間期末残高	2,756,689
株主資本合計	
前期末残高	1,283,969
当中間期変動額	
中間純損失	102,322
当中間期変動額合計	102,322
当中間期末残高	1,181,647
純資産合計	
前期末残高	1,283,969
当中間期変動額	
中間純損失	102,322
当中間期変動額合計	102,322
当中間期末残高	1,181,647

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) デリバティブ取引 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 5年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、発生時の事業年度に一括して費用処理することとしております。 (追加情報) 前中間会計期間においては、数理計算上の差異は「発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（約8年）による定額法により翌事業年度から費用処理」する方法によっておりましたが、前会計年度の下半期から「発生時の事業年度に一括して費用処理」する方法へ変更しております。 前中間会計期間を変更後の方法によった場合の前中間会計期間の中間財務諸表に与える影響はありません。 (3) 事業再編・整理引当金 部門再編に伴う早期退職制度による割増退職金の支払いに備えるため、事業再編・整理計画に従った損失発生見込額を計上しております。
4. 消費税等の処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 316千円
* 2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）	
* 1	営業外収益の主要項目 受取利息 2,096千円
* 2	営業外費用の主要項目 為替差損 3,633千円
* 3	減価償却実施額 有形固定資産 90千円 無形固定資産 51千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	308,062	-	-	308,062

2. 自己株式に関する事項
該当事項ありません。3. 新株予約権等に関する事項
該当事項ありません。4. 配当に関する事項
該当事項ありません。

（リース取引関係）

該当事項ありません。

（有価証券関係）

該当事項ありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期末（平成20年9月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
通貨	為替予約取引			
	買建 スイスフラン	12,649	12,717	68
	イギリスポンド	93,431	93,640	209

（注）時価の算定方法

為替予約取引は先物為替相場によっております。

（持分法損益関係）
該当事項ありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自平成２０年４月１日 至平成２０年９月３０日）	
１株当たり純資産額	3,835円 74銭
１株当たり中間純損失	332円 15銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額については、新株予約権付社債等の潜在株式がないため、また、１株当たり中間純損失金額のため、記載しておりません。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 （平成２０年９月３０日現在）
純資産の部の合計額（千円）	1,181,647
普通株式に係る純資産額（千円）	1,181,647
普通株式の発行済株式数（株）	308,062
普通株式の自己株式数（株）	-
１株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（株）	308,062

３．１株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自平成２０年４月１日 至平成２０年９月３０日）
中間純損失（千円）	102,322
普通株式に係る中間純損失（千円）	102,322
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
期中平均株式数（株）	308,062

（重要な後発事象）
該当事項ありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「親法人等」といいます。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「子法人等」といいます。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「親法人等」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

a．定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(平成20年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	

(2) 販売会社

(平成20年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	74,965百万円	
株式会社 みちのく銀行 ^{*1}	24,167百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	
株式会社みずほ銀行	650,000百万円	
株式会社みずほコーポレート銀行	1,070,900百万円	
エル・ピー・エル日本証券株式会社	5,460.8百万円	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
野村證券株式会社 ^{*1}	10,000百万円	
楽天証券株式会社 ^{*2}	7,445百万円	

*1 当該販売会社は、本書提出日現在、新規募集を停止しております。

*2 当該販売会社は、平成21年3月27日より当ファンドの取扱いを開始する予定です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(参考) 投資顧問会社

委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限委託を受け、運用指図の一部を行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(参考) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

有価証券報告書	平成20年9月9日
有価証券届出書の訂正届出書	同上

独立監査人の監査報告書

平成20年7月16日

クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[クレディ・スイス・ファンド・セクション]海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成19年12月11日から平成20年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[クレディ・スイス・ファンド・セクション]海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成20年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月16日

クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[クレディ・スイス・ファンド・セクション]海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成19年12月11日から平成20年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[クレディ・スイス・ファンド・セクション]海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 野 島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月4日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている〔クレディ・スイス・ファンド・セレクション〕海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成20年6月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〔クレディ・スイス・ファンド・セレクション〕海外高格付け債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）の平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年2月4日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている〔クレディ・スイス・ファンド・セレクション〕海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年6月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〔クレディ・スイス・ファンド・セレクション〕海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・スイス投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

クレディ・スイス投信株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
公認会計士 野 島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月24日

クレディ・スイス投信株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上